

平成25年6月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成25年6月19日～20日

場 所 第5委員会室

平成25年 6 月 19 日 (水曜日)

・宮崎県の高速道路の最近の動きについて

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 1 号)

○議案第 10 号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特
例基金条例の一部を改正する条
例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について
- ・平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

○請願第 32 号 平成25年度宮崎地方最低賃金改
正等についての請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・宮崎県機械技術センターに係る指定管理者の
第三期指定について
- ・県立産業技術専門校におけるアンケート結果
等について
- ・立地企業の雇用実績について
- ・平成24年度県外からのスポーツキャンプ・合
宿の受入実績について
- ・えびの高原スポーツレクリエーション施設に
ついて
- ・記紀編さん 1 3 0 0 年記念事業の取組状況に
ついて
- ・県アンテナショップの状況について
- ・香港への訪問団の派遣等について
- ・建設工事における指名競争入札の試行につ
いて (案)
- ・都城志布志道路の県境区間の新規事業化につ
いて
- ・スマートインターチェンジの整備について
- ・道路異状箇所の情報提供に関する日本郵便株
式会社との協定について

出席委員 (8 人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長 兼労働政策課長	小八重 英
企業立地推進局長	福 田 裕 幸
観光物流・東アジア戦略局長	安 田 宏 士
商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	沼 口 晴 彦
産業振興課長	椎 重 明
産業集積推進室長	富 山 幸 子
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美
企業立地課長	津 曲 睦 己
観光推進課長	孫 田 英 美
記紀編さん記念事業推進室長	大 西 祐 二
オールみやざき営業課長	日 下 雄 介
工業技術センター所長	古 賀 孝 士
食品開発センター所長	森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長	渡 邊 靖 之

県土整備部

県土整備部長	大田原 宣 治
県土整備部次長 (総 括)	鈴 木 一 郎
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	岡 師 雄 一
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	白 賀 宏 之
高速道対策局長	直 原 史 明
管 理 課 長	郡 司 宗 則
用地対策課長	黒 木 秀 樹
技術企画課長	高 橋 利 典
工事検査課長	永 野 広
道路建設課長	大 坪 憲 男
道路保全課長	坂 元 宗一郎
河 川 課 長	東 憲之介
ダム対策監	上 山 孝 英
砂 防 課 長	加 藤 仁 志
港 湾 課 長	永 田 宣 行
空港・ポート セールス対策監	川 野 福 一
都市計画課長	大 谷 睦 彦
建築住宅課長	森 山 福 一
営 繕 課 長	上別府 智
施設保全対策監	山 下 幸 秀
高速道対策局次長	原 拓 実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	山 口 修 三
議事課主任主事	田 代 篤 生

○黒木委員長 皆さん、おはようございます。
ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりとしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時2分再開

○黒木委員長 皆さん、おはようございます。
委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終わった後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。
商工観光労働部でございます。

初めに、委員の皆様方には、先般の県内調査におきまして、県北地域の商工観光労働部関連の施設などを調査いただき、まことにありがとうございました。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の表紙の下のほうになりますが、その目次にありますとおり、平成25年6月定例県議会提出議案、平成25年6月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明をいたします。

まず、商工観光労働部から提出しております議案ですが、「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」につきましては、緊急雇用創出事業の実施期限が平成26年度末まで延長されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、6月定例県議会の提出報告書にあります平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてですが、これは平成24年度の議会におきまして御承認をいただきました繰越額が確定した

ことに伴い、報告をさせていただくものであります。

その他報告事項といたしましては、先月末に報道がありました県立産業技術専門校に関するインターネット投稿動画等への対応といたしまして、訓練生や職員を対象にアンケートを実施いたしましたので、その結果の報告など8つの事項を御報告させていただきます。

議案及び報告事項の詳細につきましては、担当課長、室長から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○福嶋地域雇用対策室長 委員会資料の1ページをお開きください。

「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」の概要について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。当該基金事業の実施期間が平成27年3月31日まで延長されたことに伴いまして、基金の設置期間を延長するものであります。

次に、2の改正の内容であります。附則に規定している有効期限を「平成26年3月31日」から「平成28年3月31日」に改めるものであります。

なお、事業終了後1年間は清算期間となります。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上であります。

○黒木委員長 議案の説明が終わりました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○中野委員 この条例改正は、期間を延長するという内容ですから、28年3月31日まで

この条例が適用ができるということですよ。

それで、きのう質問をして、余り質問できなかったんですけども、小林の北きりしま田舎物語推進協議会、いわゆる子供たちを、中学生であります。体験学習をさせるということで本年度から受け入れをしております。それで、きのうは要望ということで申し上げましたが、ここの運営が非常に厳しくて、今、小林市の補助金をもらって1人、それから、もちろんこの緊急雇用のこれだと思っておりますが、これで1人雇って、受け入れのいろんな準備をしているということでありました。

ですから、そういうものに継続して、こういう補助金が適用できるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○福嶋地域雇用対策室長 今、えびの市のほうで緊急雇用基金を活用していらっしゃいますけれども、この事業につきましては、25年度、今年度までの事業となっております。基金がまた新たなメニューが出てくればそちらでということとは可能性としてはあると思っておりますけれども、現在のところは25年度までというふうになると考えております。

○中野委員 この事務局は小林市の商工観光課の中にあるんですが、今から申請すりゃ、また継続できるということですね。

○福嶋地域雇用対策室長 今の緊急雇用基金のメニューとしては25年度までとなりますけれども、緊急雇用基金がさらに延長されるなどの新たなものができてくれば、そこに、改めて市のほうで事業を実施されるということは可能であろうということでありまして、現在の事業については、なかなか、そのまま延長というのは、今のところ、ないものと考えております。

○中野委員 緊急にならないということですね。

緊急雇用だから、今まで使わさしてもらっているから、次にまた継続して使うということには、緊急という対象にはならないから、ちょっと、すると、この活用は難しいというふうに今聞かえたんですが。そうなんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 この緊急雇用基金の事業ですけれども、実は23年度までで終わる予定のものが、県議会の御要望とかの成果もありまして、今まで延長されてきているという経緯がございます。

それで、今のところ実施されている事業については25年度までで終わるということになっておりまして、24年度末に、さらに追加されました「企業支援型緊急雇用創造事業」、これにつきましては26年度までのまたがり可というふうになっております。

その後の基金事業がどうなるかということにつきましては、まだ国から何も方針が示されておりませんので、今の段階では、それ以上の緊急雇用基金の事業の継続というのは見えていないという状況でございます。

○中野委員 非常に、運営が厳しい状況でありますし、今からが、具体的には取り組む事業でありますので、平成26年は1,000人を目指しているということで、もう既に予約が入っているらしいんです。

ところが、なかなか、それを受け入れるための事務の受け入れ態勢が、非常に、運用費がなくて困っているというのが実情です。平成30年には1万人を、この西諸地域だけでも目指そうということですのでしております。そして、1万人を超えたら、もうとてもじゃないということですので、きのうも言いましたとおり、宮崎県として、どこがそれを管轄するかわかりませんが、受け入れて、県下全域にこれを広げるような事業に

進めてほしいというのが、この田舎物語協議会の目標でもあります。

できたら、これがそういう目標に到達する過程だということで、緊急というかそういうある一定期間実施するような事業ですし、それが、やがて宮崎県全体に広がる事業でもありますから、ぜひ活用をできるような形で運用がしやすいような形を取り組んでほしいというふうに要望をしておきます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、議案については終わりたいと思います。

次に、報告事項に関する説明をお願いします。

○椎産業振興課長 産業振興課の報告は1件でございます。

お手元の商工建設常任委員会資料の2ページをお開きください。

平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。今回は、繰越額が確定し報告いたしますのは、商工費、工鉦業費、事業名「休廃止鉦山鉦害対策事業」、繰越額250万円でございます。

この事業は、休廃止鉦山からの鉦害を防止するための工事を行う市町村への補助事業であります。事業主体であります高千穂町におきまして、事業の一部を25年度に繰り越すこととなったことから、県の事業費につきましても25年度に繰り越したものでございます。なお、高千穂町の鉦害防止工事につきましては、今年度4月30日に完了いたしております。

産業振興課の説明は以上でございます。

○黒木委員長 ただいまの報告事項に関して質疑はありませんでしょうか。特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、次に、その他報告事項に関する説明をお願いします。

○椎産業振興課長 宮崎県機械技術センターに係る指定管理者制度の第三期指定について御説明いたします。

お手元の委員会資料3ページをお開きください。

機械技術センターは、昭和54年に延岡市に設置された公の施設で、機械金属工業の振興を図るため、機械設備の利用や技術指導などにより県内中小企業の技術力向上を支援する機関でございます。

次に、2の第二期の管理運営実績についてであります。

(1)の指定管理業務の概要であります。現在の指定管理者は、第一期に引き続き、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であり、指定期間は来年3月末までの5年間となっております。業務内容は、機械設備の利用、維持保全に関する業務や機械金属工業に係る知識及び技術の習得に関する業務などです。

(2)の施設利用状況であります。基礎技術研修や技術講習会、設備利用は年度によって増減がありますが、これは研修や講習の内容の変化や年度ごとの新たな機械設備の導入状況が影響しているものがございます。また、技術相談や依頼試験は経済状況や企業の受発注が影響する指標でありまして、特に依頼試験は材料強度等の成績証明書を発行するもので、東九州自動車道等の公共工事の一段落や民間工事の減少等によりまして減少傾向となっております。

(3)の施設収支の状況であります。収入は全て指定管理料でありまして、このうち平成23年度から約450万円程度減少しておりますが、こ

れは派遣されている県職員の給与が県からの直接支給となったことによるものでありまして、業務執行に要する経費は、ほぼ横ばいとなっております。

(4)の管理運営状況であります。制度導入を契機としたサービス向上等の取り組みとしまして、休日、時間外の設備利用等に対応するため警備員が常駐したり、熟練技能者による技術伝承や専門家派遣による現場指導等がございます。

資料の4ページをごらんください。

(5)の評価であります。企業訪問等によって利用者ニーズの把握に努めながら業務の見直しを行っているため、企業からは一定の評価はいただいております。また、財政の健全性や組織運営面でも必要な管理体制は確保されており、地元自治体等の関係機関とも連携を図るなど、地域貢献にも積極的に取り組んでおります。

次に、3の第三期の募集方針(案)の概要についてであります。

(1)の業務の範囲は、基本的には第二期と同様であります。上から2つ目の機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務につきましては、利用者へのアンケート調査の結果を踏まえ内容を一部見直すこととしております。

指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、基準価格につきましては、これまでの実績等を踏まえまして、年額5,265万3,000円、5年間総額で2億6,326万5,000円と設定したところであります。

(4)の募集であります。募集期間は7月10日から9月10日までの2カ月間とし、県公報やホームページでの広報、現地説明会などを行うこととしております。

(5)の資格要件であります。①の県内に

事業所等を有する、または設置しようとする法人等であることや、②の不正行為や入札妨害等を行っていないことなどであります。

(6)の選定であります。選定方法としましては、一次審査として申請書類に基づいて資格審査を行い、その後、二次審査として指定管理者候補者選定委員会においてヒアリングを実施した上で審査を実施することとしております。この指定管理者候補者選定委員会につきましては、透明性、公平性を高めるため、ここに記載しておりますように県職員以外の外部委員5名で構成されております。

5ページをお開きください。

(7)の選定基準については、①の住民の平等な利用が確保されること、②の事業計画の内容が公の施設の利用を最大限に発揮するものであることなどの5項目でありまして、審査項目・配点につきましては、この5項目ごとに、表にありますような審査項目及び配点を設けております。内容としては、ほぼ前回と同様であります。

二次審査におきまして、各委員がこの項目と配点に基づき審査を行い、最も高い得点の申請者を指定管理者の候補者に選定することとしております。

次に、6ページをごらんください。

(9)のリスク管理、責任分担であります。施設や設備等が損傷した場合などに県と指定管理者のどちらが費用負担するかを示したものでございます。

最後に、4のスケジュールについてですが、今後、7月10日に募集を開始し、10月上旬に第2回選定委員会を開催し、候補者を選定した後、11月議会で議決していただいた上で、来年度以降の指定管理者を指定することとして

おります。

説明は以上であります。

○小八重商工観光労働部次長兼労働政策課長
労働政策課でございます。ただいま、私が労働政策課長を兼ねておりますので、私から説明をさせていただきます。

まず、産業技術専門学校におけるアンケート結果等についてでございます。

資料の7ページをお開きください。

まず、1の経緯でございます。本年3月と4月に、大手投稿サイト「YouTube」に県立産業技術専門校の指導員が訓練生に暴行をしたとされる動画ですとか、勤務中に作成したとする私物の写真、校外へ持ち出したとする工具の写真、勤務中に散歩をしていたとする写真などが掲載されたところでありまして。

これらの投稿に関しましては、先月末、記者発表をいたしました。関係職員や元訓練生から当時の状況を聞くなど、可能な限り事実関係を確認したところでありまして。その結果、指導員が訓練生へ暴行したという事実は認められませんでした。職員による不適切な行為も確認されたところでありまして。まことに申しわけございません。

それで、私どもといたしましては、このような状況を深刻に受けとめまして、投稿内容以外にも不適切な行為がないかを確認するため、今回、訓練生及び職員を対象としたアンケートを実施したところでありまして。

それでは、2のアンケートの結果について御説明いたします。

まず、(1)の調査方法であります。調査対象は訓練生131名、職員は非常勤職員を含む38名で、5月31日から6月4日にかけてアンケート実施いたしました。調査の対象とする期間は訓

練生の在学期間と同じにし、昨年4月から調査日までとしております。

次に、(2)の調査結果であります。資料の中ほどより下の線囲みの中でございます。

①の訓練生に対する調査では、問1として、今までに暴力による体罰など不適切な指導を指導員から受けたことがあるか。不適切な指導を受けたのを見たことがあるかとの問いに対して、「ある」との回答が1名、「ない」との回答が130名でありました。米印で記載をしておりますが、「ある」と回答した1件につきましては、「不適切な指導を指導員から受けた」とするもので、「授業中に訓練生の個人情報 leaked」という内容でありました。体罰に当たるような事例ではございませんでした。問2では、不適切な指導のほか、投稿されたようなことをしている職員を見たことがあるかと質問をいたしました。回答は全て「ない」でございました。

右側8ページをごらんください。

②の職員に対する調査では、問1として、平成24年4月から現在まで、暴力による体罰など不適切な指導を行ったことがあるか、また不適切な指導を行ったのを見たことがあるか。また、問2として、不適切な指導のほか投稿されたようなことをしたことがあるか、また他の職員がするのを見たことがあるかと質問をいたしました。いずれに対する回答も全員が「ない」という結果でございました。

以上が、訓練生及び職員を対象としたアンケートの結果であります。

最後に、3の今後の対応等につきましては、(1)にありますとおり、職員の不適切な行為が確認されたことを受けまして、産業技術専門学校では、服務規律の保持やコンプライアンス意識の向上に向けて、既に、校長の訓話を行い、

研修会を開催するなど対策をとってきておりますが、今後とも機会あるごとにその徹底に取り組み、職場風土の一新と不適切な行為の再発防止を図ることとしたところであります。

また、特に、今回のアンケート結果を受けまして、職員に対しては、個人情報取り扱いには細心の注意を持って当たるよう指導したところでもございます。

今回の「YouTube」への投稿は、報道を契機にいたしまして、動画の再生件数が40万回を超えましたほか、インターネット上では憶測や誤解に基づいた書き込みが多数なされたところでもあります。この投稿につきましては、6月16日には削除をされ、投稿者本人からも削除の事実を確認しておりますが、(2)にありますとおり、今後本格化する2年生の就職活動や来年度の訓練生募集に影響が出ないように、関係企業や高校等に対しましては、産業技術専門校の取り組み等を説明し理解を得てまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○津曲企業立地課長 企業立地課でございます。4月の閉会中の常任委員会にて御要望のありました立地企業の雇用実績につきまして調査結果がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

9ページでございます。

1の調査の概要であります。平成20年度から24年度まで過去5年間に認定をいたしました企業に、ことし4月1日現在の雇用状況につきまして、アンケートを郵送し、電話で聞き取りを行いました。

2の結果をごらんください。過去5年間の立地件数、合わせて143件でございます。これらの企業さんが立地計画認定の際、数年間、例えば

3年とか5年で、雇用計画を申告をしていただきます。これらを合計いたしました最終雇用予定者数は、合わせて6,337人であります。今回の調査では、正規やパートなど合わせて6,066人という結果になりました。

3に年度ごとの一覧表を掲げております。縦に立地件数、予定者数それから調査結果でございますが、20年度あるいは21年度は順調に雇用が進んでおります。一方、昨年、24年度に認定をしました企業では、1,100名余りの雇用予定者数に対しまして、今回656名となっております。これは、企業さんによりまして、現在、工場や事務所を建設をしたり整備をしている、まさに操業準備の途上にあるということでございます。私たちといたしましては、「フォローアップ事業」と銘打ちました会社訪問を行い、一日も早く操業開始、営業開始をお願いするとともに、一人でも多くの雇用が進むよう働きかけてまいりたいと考えております。

企業立地課は、以上であります。

○孫田観光推進課長 観光推進課でございます。

平成24年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績について御報告いたします。

常任委員会資料の10ページをごらんください。

スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績につきましては、県内全ての市町村に加え、選手等の宿泊施設などから団体ごとの参加人員や滞在期間等の御報告をいただき、それらをもとに集計、分析した結果を毎年公表しているところでございます。

まず、1の24年度、24年4月から25年3月までの1年間を通しての状況であります。プロ野球、Jリーグなどのプロ、社会人・学生などのアマチュアを合わせまして、1,241団体、参加人数3万540人、延べ参加人数16万8,017人であり

ました。表の下に主なポイントを記載しておりますが、いずれの数値も23年度の実績を上回っております。本データを取り始めた平成5年度以降、過去最高という結果でありました。

延べ参加人数について、種目別で見ますと、サッカー、バスケットなどが増加しており、時期別で見ますと、夏季、4月から6月、7月から9月と春季、1月から3月が23年度と比べて延べ参加人数が増加しております。

続いて、資料の11ページ、2、春季のキャンプについてであります。

前ページ、24年度全体の実績の内数となりますが、団体数につきましては、プロ、アマチュアを含めて、合わせて465団体、参加人数は1万1,993人、延べ参加人数9万2,074人で、いずれも昨年の実績を上回っております。

主なポイントであります。種目別で、野球、サッカーの延べ参加人数は増加しており、プロ野球5球団に加え、韓国プロ野球1チームが長期にわたりキャンプいただいたことが大きな要因と考えられます。また、観客数については、WBC日本代表合宿やプロ野球のオープン戦2試合、球春みやざきベースボールゲームズの実施により約56万3,000人となり、昨年に比べて大幅に増加いたしました。

次に(2)の経済効果等であります。キャンプ参加者や観客の方々の宿泊料や旅行雑費などがもたらした経済効果は、その波及効果を含め95億6,000万円と、またテレビの全国ネット放映や新聞記事の掲載をCM、広告料金に換算したPR効果は、81億3,700万円と試算いたしております。

主なポイントといたしましては、WBC日本代表合宿等により、経済効果、PR効果ともに昨年に比べて大幅に増加し、PR効果は過去最

高記録を更新いたしました。

12ページには、平成25年春季のプロスポーツキャンプの状況を記載しております。

プロ野球は、ファームを含めて5球団、韓国プロ野球1チーム、Jリーグ19チーム、韓国プロサッカー1チームがキャンプを行っております。また、表の左側に㊦と表示してある欄は、新規に宮崎でキャンプを行っていただいたチームであります。

また、その次のページには、キャンプ・合宿の通年分及び春季キャンプ分の受け入れ実績の推移を示した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

このように、スポーツキャンプは、スポーツランドみやざきづくりの中核を担っており、本県の経済活性化や全国への情報発信に大きく貢献しているものと考えております。スポーツランドみやざきの一層の推進のため、今後とも官民一体となって、スポーツキャンプ・合宿等の誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、えびの高原スポーツレクリエーション施設についてであります。

常任委員会資料の14ページをごらんください。

まず、1の経緯であります。平成22年度に整備したリンク設備について、23年度のシーズン中にフェンスの土台部分に破損が生じました。このため、24年度シーズンの営業に間に合うよう、工事期間も考慮して、損傷の大きかった北側部分についてのみ基礎部分を強固にするとともに、フェンスへの圧力を逃すため、支柱の固定方法を工夫して改修し、それ以外の部分については、指定管理者において土台の亀裂等を補修したところであります。

しかし、24年度シーズンにおきましても、幸

いにも利用者の安全性には問題はありませんでしたが、北側フェンス以外の土台部分が一部破損しており、補修が必要な状況となっております。具体的には、委員会資料とは別に写真をお配りしておりますので、そちらをごらんください。

1枚目は、アイススケート場の平面図ですが、下のほうが北側となり、2枚目以降の写真の位置をお示ししております。

それでは、2枚目の写真をごらんください。

①、②が北側の状況であります。基礎自体に破損はありませんが、リンク内の氷の圧力により若干外側に押されております。次に、③、④が西側になりますが、土台に亀裂が生じております。次に、⑤、⑥が南側で、土台部分に大きな亀裂はありませんが、コーナー付近でアスファルトに亀裂が生じております。そして、⑦、⑧が東側になりますが、西側と同じように土台の一部に亀裂が生じております。

それでは、委員会資料に戻っていただきまして、2の破損の原因についてであります。

昨年度シーズン中に地中温度の測定や土質調査等を行った結果、スケート場の地盤の土中の水分が凍る、いわゆる凍上によるものではなく、リンクの結氷圧力で土台が押され、その一部に亀裂が生じ、そこに溶けた水等が入り、凍結を繰り返すことにより土台を破損したものと結論づけられたところであります。

最後に、3の抜本的対策についてであります。

現在、アイススケート場の設計に詳しい業者に抜本的な対策について相談をしており、具体的な対策案がまとまった段階で、専門家の意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。

なお、昨年度に発生した破損箇所については、

今シーズンの営業に支障が出ないよう補修を行うことにしております。

報告は、以上であります。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 記紀編さん記念事業推進室でございます。

委員会資料の15ページをお願いいたします。

記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況についてでございますが、この記紀編さん1300年記念事業におきましては、さまざまな切り口から工夫を凝らして、情報発信ですとか観光PRにさらに積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておきまして、本日は、今年度の取り組み状況について2点御報告をいたします。

1点目は、博多座「坂東玉三郎主演の「アマテラス」」を活用したPRについてということでございます。

御案内のとおり、歌舞伎界を代表する坂東玉三郎さんが演出・主演をいたします日向神話にちなんだ公演にあわせまして、「神話のふるさとみやざき」を広くPRしようと、高千穂町と県が連携して取り組むものがございます。

先日、6月5日になりますが、岩戸開きの舞台であります天岩戸神社におきまして、大変大勢の観客が見守る中で成功祈願が取り行われたところがございます。当日は、県内外から20社を超えるマスコミの取材がありまして、神話ゆかりの地としての高千穂町そして宮崎県が大きく報道されたところがございます。今後、福岡市や博多座の御協力を得まして、観光PRですとか神楽の奉納、物産販売といったプロモーションを予定しております。9月の公演に向けまして、この機会をぜひ大いに生かしてPRをしてまいりたいというふうに考えております。

2点目は、「神話のふるさとみやざき」プロモーション映像制作・発信についてでございます。

す。

ことし5月のカンヌ国際映画祭で、日本人の映画監督としては初めてとなる審査員を務められた河瀬直美さんにプロモーション映像の制作を依頼いたしまして、宮崎県の風土ですとか、日向神話の魅力を広く発信しようというものであります。

6月6日から7日にかけて、高千穂町や宮崎市の神話ゆかりの地の視察の様子などが、これもまた大きく報道されたところでありますけれども、河瀬監督は「宮崎県では神話が人々の生活に息づいており、そうした宮崎のよさ、美しさといったものを世界に発信できるような作品をつくりたい」というふうに意気込みを語っておられました。

映像につきましては、3分程度のものを今年度中に3作品制作をしていただきまして、インターネットの動画サイトで配信をいたしますほか、県内外でのイベントや観光プロモーションに活用をするということにしております。

なお、河瀬監督は、現在、奈良県の在住で、奈良県のプロモーション映像も制作した実績がございます。今回の私どもの企画につきましては、これを当時担当した奈良県の職員が、現在、交流人事でこの4月当推進室に配属されたということの一つのきっかけにしまして、その人的なネットワーク等を生かして企画・立案・実行につながってきたものということでございます。

説明は、以上です。

○日下オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

16ページをお開きいただければと思います。

オールみやざき営業課からは2点ほどの御報告をさせていただきます。まず、16ページ、県アンテナショップの状況についてでございます。

まず、1の(1)に各アンテナショップの平成24年度の売り上げ状況を記載しております。

みやざき物産館につきましては、前年比15.2%減の2億8,734万5,000円となっております。新宿みやざき館は7.9%減の3億485万7,000円、大阪事務所につきましては、5.1%増の1,200万2,000円となっております。買い上げのお客さんの数につきましては、それぞれのアンテナショップ、残念ながら、みやざき、新宿と、大阪も含めてですが、前年を下回ったところでございます。

1の(2)に過去の売上額の推移を掲げておりますが、みやざき物産館につきましては平成20年度、新宿みやざき館につきましては平成19年度が売り上げのピークとなっており、その後は減少傾向が続いているところでございます。

続きまして、2の各アンテナショップの部門別の売り上げ状況を記載しております。

みやざき物産館は、観光客が主となっておりますことから、お土産のお菓子が3割を超えているところでございます。新宿みやざき館では、農産品や畜産品など日常品の売り上げが多くなっており、また軽食コーナーも4,600万ほどの売り上げとなっております。大阪事務所につきましては、ビルの9階にありますことから、県人会の関係など宮崎とゆかりのある方が主なお客様となっており、焼酎が3割を超えているところでございます。

最後に、3といたしまして、アンテナショップの展示・取扱商品の数を掲げております。

アンテナショップの売り上げにつきましては、宮崎ブームの沈静化や消費の低迷など大変厳しい状況にございますが、アンテナショップを運営する宮崎県物産貿易振興センターでは、平成24年度から26年度にかけての中期経営計画を策定

してありまして、公益事業の積極的な展開や安定的な財源の確保など実施計画をまとめたところでございます。このアンテナショップの運営につきましても、品ぞろえの充実や店舗外の催事への積極的な参加、またITやマスメディア等を活用したPRの強化など、できることを着実に実施することとしております。

続きまして、資料の17ページをお開きください。

香港への訪問団の派遣等についてでございます。

まず、1の香港への訪問団派遣についてでございます。

訪問団の趣旨につきましては、県香港事務所が6月13日より活動を開始したことでございまして、8月に宮崎から直行のチャーター便による訪問団を派遣いたしまして、事務所のオープニング式典それからJ A宮崎経済連との合同での県産品や観光誘客等のPRレセプションを開催することとしております。日程につきましては、8月26日から29日まででございますが、知事につきましては、28日からシンガポールと台湾を引き続いて訪問することとなっております。搭乗予定者につきましては、一般公募を含みます150名程度を予定をしております。

続きまして、2の宮崎県香港事務所の概要についてでございます。

まず、事務所の機能でございますが、県産品の販路開拓等を積極的に推進するために、商品サンプル等を保管する物流倉庫と県内企業等の現地活動拠点となるフロンティアオフィスを6ブース併設しております。設置場所につきましては、香港国際港に隣接した利便性のよいところでございまして、面積は150平米、スタッフは県職員1名と現地採用職員2名の計3名体制と

なっております。

最後に、3の香港「みやざき棚」についてでございます。

概要といたしましては、大阪に本社のある民間企業が昨年12月に開設をいたしました店舗の一角を借り上げて、本県の産品をそろえた「みやざき棚」として、5月28日から運営をしております。出展企業数は現在5社、出展品目数は12品目となっておりますが、出展品につきましては随時受け付けをしております。

香港につきましては、自由貿易また日本からの最大の食品輸出相手国ということで、また、さらには背後に中国本土が控えておりますことから、大変重要で有望な市場でございますので、県香港事務所の現地拠点機能を十分に活用いたしますとともに、農政水産部とも十分連携を図りながら、本県の農畜産品や加工食品などの販路開拓等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

○西村委員 三、四点ほど、ちょっと伺いたいと思います。

産業振興課の、先ほどの機械技術センターに係る指定管理者の部分で、4ページの頭の部分に評価とありまして、「機械金属工業を取り巻く環境は厳しく」というところが冒頭にありますが、どういった面で機械金属工業を取り巻く環境が厳しいのかがよくわかりませんので、説明をお願いします。

○椎産業振興課長 例えば、資料の3ページを見ていただきたいんですが、施設の利用状況、

具体的な例をお示ししますと、2の(2)施設利用状況の、例えばこの依頼試験、設備利用のところを見ていただきますと、特に依頼試験につきましては1,243件から709件というふうに、かなりの落ち込みを示しております。

この理由であります。主なこの減少の原因が、平成20年9月のリーマンショック、そしてその後の東日本大震災、それから歴史的な円高等々の影響がありまして、本県中小企業製造業の受注件数の減、また先ほどお話ししました東九州自動車道の事業完了等によります公共工事の減少等によりまして、こういう発注企業や官庁から求められる試験、証明書等の発行が大幅に減ってます。そういう意味では、景気が、こういう面で、県内の特に県北の中小企業に影響を与えているというところでございます。

以上でございます。

○西村委員 今のところで、その機械金属、そういう加工に関する商売をされてる方が、企業数が減ったりとか企業の受注の仕事がどんどん減っていると、また、減ってることに対して、ちょっと、今後の見通しも非常に厳しくなってるから、企業の訪問によって、新たな利用者ニーズの把握に努めているというのは、このセンター自体が新しい利用者さんをつくるというか、新しい技術力を提供するという事なんですか。

○椎産業振興課長 今、委員がおっしゃった、当然そういうこともございまして、実際、こちらのほうでは、毎年、県内各企業に対しましてアンケート調査を実施しております。

その中で、現在、こういう中小企業の方々はどういう機械設備を求められてらっしゃるか等、そういう情報を得まして、予算の関係もありませんが、順次、県あるいは国等のいろんな支援制度を活用しながら、そういう機器等の整備を図

りながら、そういうニーズに応じていこうとしております。

また、技術指導につきましても、実際、県内、特に県北ですが、企業訪問あるいは研修会等を通して、県内中小企業の方々の技術力向上に努めているところであります。

○西村委員 ありがとうございます。次に行きます。

観光振興課の10ページ、先ほど、団体数、参加人数、延べ参加人数の推移で、全て過去最高で、非常に好調だという話を聞きましたが、ちょっとわからないのが、例えば、ジャイアンツがもう秋季はやめてしまってるわけです。今、その流れの中で、大きなチームが来ないことによって施設が非常にあいて、その分多くの団体が受け入れるようになった面が、そういったプロ野球、プロスポーツの長い期間が短くなったことで受け入れることがふえたのか。

もう一点は、この延べ参加人数の「延べ」というところの定義を教えていただきたいと思えます。

○孫田観光推進課長 現状におきまして、スポーツキャンプ・合宿につきましては、実際のところは設備はほぼフル稼働している状況でございます。一部球団がキャンプ地を移したことによってあいたために、ほかのところが入ってきたからというような状況にはなっております。

延べ参加人数といいますのは、例えば、10人の方々が3泊4日で合宿をしていただければ、延べで30人なり40人という形になっていくということで、何泊したかによって人数が変わってくるということになります。

○西村委員 ありがとうございます。

先ほど、フル稼働っていうことは、もう、延

べ参加人数に対してはこれ以上の受け入れというものが非常に厳しいというか、これ以上はなかなか難しい状況なんではないでしょうか。

○孫田観光推進課長 先ほどフル稼働と申し上げましたのは、現在の春季等のトップシーズンの状態でございます。ほかのシーズンにおいてはあいてる時期がかなりあるということです。

今後の取り組みといたしましては、通年化というような形で、ほかの時期にもたくさんの方を受け入れることで全体の数としてふやすことはまだ可能であると考えております。

○西村委員 済みません、また別に、記紀編さん記念事業推進室について伺います。

1点、坂東玉三郎さん主演のPRについて、これ非常に素晴らしいニュースであったんですが、この中の事業内容で、1点、博多座さんでやられることに対しては本県もPRを協力していこうということはわかるんです。高千穂町からの公演応援ツアーの実施っていうものを、まず県が取り組む理由と、高千穂町じゃなくてもほかの地域、もっと人口が多い地域のほうがもっと多くの人に行ってもらえるんじゃないかと思うんですが、その点を教えていただきたいと思えます。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 先ほどの御説明が不足しておりましたけど、高千穂町と県との連携事業ということでありますが、主体的には、博多座と高千穂町との連携事業に対しまして、県が財政面も含めて御支援をするというスキームのものになっております。

この御質問のあった高千穂町からの公演応援ツアーというのは、高千穂町が主体的にされる分なんですけども、町民の方々にバスを提供しまして博多座に御案内をするというようなことを町としては計画をされてるというようなこと

でございます。

○西村委員 それは、高千穂町から行くこともあるし、高千穂町に呼ぶこともあるんですか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 基本的には、高千穂町からの送迎をするという計画に今のところなっております。

○西村委員 済いません、最後に1点。同じく記紀編さん記念事業のその下にあります「神話のふるさと みやざき」プロモーション映像制作事業が、まず、本来なら昨年やるべきであったものと思いますけども、さっき経過を聞きました。奈良県から来られてる方の人脈を使われて、この河瀬さんのプロモーション、契約に至ったということではわかるんですけども、それまでに、宮崎県はそのプロモーション事業をやったなかったのか。河瀬さんという有名な方が契約になったからあわててやることになったし、もっと言えば、奈良県で既に奈良県のプロモーションをつくられた方がやるという、どうしてもちょっと二番煎じの感が否めないもんですから、そのあたりを伺いたいと思います。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 映像関係のプロモーションにつきましては、記紀、神話に特化したようなものというものが、なかなか昨年来見当たらないものもございました。もちろん、NHKのBS放送で、神話ゆかりの地を放送していただいたりとか、そういった取り組みももちろんやってきたところでございます。

ただ、もう少しロングランでこの事業を続けていく際に、しっかりとしたいといましようか、ある程度、統一的なイメージ、ブランディングのようなところを意識した上で、今回、河瀬さんをお願いをしようということになったわけでございます。

奈良県での実績と申しますのが、この河瀬さ

んという方は、奈良県の中山間地域のプロモーション、こういったものを多く手がけておられまして、いわゆる観光プロモーションということよりは、むしろそこに暮らす人々に焦点を当てたような画像ですとかあるいは文化ですとか、そういったところに非常に焦点を当てて映像をつくり込まれる。この記紀編さん1300年事業の目指すところも、やはりそういったところから奥深いものとして発信をしていきたいというようなところがございまして、今回、河瀬さんにぜひお願いしたいというところでスタートをさせていただこうということにしたものでございます。

○西村委員 今の話で、非常に、河瀬さんという有名な方に手伝っていただけるとするのは非常に光栄なんですけども、県民の中には、もう記紀編さん1300年だからいいじゃないかという声も、やっぱりスタートダッシュにうまくいかなかったという反対論とかそういうものもあって、せつかくであれば、神話のふるさとでその神話ゆかりの地だけのプロモーションではなくて、できれば宮崎県全体観光につながるものにしていただけたほうが、この1300年事業が終わった後も継続してそのイメージを売り込むこともできるのかなとも思います。やはり、また一つでは、逆に記紀編さん事業を盛り返すために、この起爆剤として使うんだという新たな使い方もあるかもしれませんが、なかなか、県民の中には、記紀編さんに対して非常に失望感が高いのも事実でありますので、しっかりと商工労働部全体でやっぱり考えていただきたいことだと思っております。

以上です。

○中野委員 補足説明をお願いしたいと思います。

7ページ、このアンケート調査の結果ですが。結果から見れば、訓練生、職員とも、余り大したことは現時点ないということでしたが、この訓練生に対する調査の中の、ちょっと意味がわかりませんので補足を求めたいと思うんです。

いわゆる、本人は、生徒は暴力だと思って間違っ、「ある」と1人答えたけれども、それを再度調査したら不適切な指導であったんだと、暴力ではなかったということですよ。それで、授業中に訓練生の個人情報を漏らしたということで、その意味合いがわからんです。ある個人の情報を漏らしたということはいけないことだと思うんです。それを不適切に指導をしたということの書き方ですか。その辺がちょっとわかりづらいんですが。なぜ、指摘になるようなことになったんだろうか。

○渡邊県立産業技術専門校長 私どもの訓練生に対する問いの質問、問1につきましては、経緯といたしましては、体罰というものをメインとして質問をしたところでございます。ただ、その体罰以外にも不適切な指導というのはあるということもあまして、それも含めての質問をしたところです。

生徒のほうから、その問1のところに回答としてありましたものが、アンケート用紙には、授業中に生徒の個人情報を漏らすのはやめてくださいと、また職員間も同様ですということでした。個人情報のいわゆる漏えいというのが、いわゆる訓練指導の中での不適切なものではないかというふうに私どものほうで考えまして、生徒のほうに具体的な確認をしたところでございます。

当該生徒に確認したことにつきましては、まず、その不適切な指導というか発言をした訓練指導員は誰かということを知りたいんですけども、

生徒のほうからは、誰が話したかについては言いたくないと、逆に、言うとな自分が話したということが特定されるということで、どの指導員がしたということについての回答は得られませんでした。

そして、また授業中に生徒の個人情報を漏らすことはやめてくださいということがありましたので、どういうことかと、どういうことを話してたのかということを知りたいんですが、それについては、個人の履歴事項について授業中に漏らされたという回答を得ました。

ただ、これをより具体的に、それではその履歴事項はどういうことで、それはあなた自身に関する事かという質問までしましたところ、それについては、やはり——本人としては、自分が特定されると先ほど言いましたが——それ以上のことについては回答が得られなかったところでございます。

また、職員間も同様であるということについてはどういうことかということ、これも確認しましたところ、職員室で周りに人がいるにもかかわらず、職員同士が個人情報について話してるということを知りました。ただ、これについても、これ以上の具体的なことについては、本人から回答は得られなかったところであります。

これを踏まえまして、当該学生につきましては、個人情報の管理については、十分、今後、職員に対してそれから指導員に対しても注意するように徹底するという旨を伝えたところでございます。

以上でございます。

○中野委員 わかりました。

次に、9ページ、この立地企業の雇用の実績ですが、20年、21年、22年、既に最終雇用数を

上回る従業員ということですから、より以上に雇用を努めてもらったということで、うれしいことだというふうに思います。いわゆる、これは、最終目標では、5年間に雇用する目標を立てて立地企業ということで認定されますよね。その結果だから、いいことだというふうに思います。

しかし、これは立地件数の企業ごとの調査で、20年、21年、22年、23年というこの立地件数です。立地というのは、1年間でそのくらいのもんだったですか。

○津曲企業立地課長 この立地件数のところの数字は、これ年度ごとの立地件数、その企業さんの数が書いてございます。

○中野委員 トータルで、最終雇用以上の雇用してもらったということだと思いますが、これで、最終雇用予定を下回ったというのは全くないんですか。

○津曲企業立地課長 企業さんによっては、まだ今後も雇用を続けるということで、今回の4月1日現在ではまだ下回っているところは当然ございます。

○中野委員 この中にあるわけですね。

○津曲企業立地課長 そのとおりです。

○中野委員 20年度については、もう県が管理する誘致企業としての認定して、そこが最終雇用をすることを把握して管理しますよね。それが、もうこれで最終だと思うんですが、この中に最終雇用目標を達成していない企業数っていうのは、20年度にあるんですか。

○津曲企業立地課長 企業さんによりましては、やはりそれぞれ事情がございまして、今、まだ一生懸命募集をしてるとか、それとか4月1日で今回調べましたので、その後に入社をされるっていうのもございました。具体的な件数が必要

でしたら、すぐ調べます。

○中野委員 20年度は、まだ来年の3月31日まで余裕はまだあるわけですね。

○津曲企業立地課長 今、委員、5年間の話を先ほどさしていただきましたけど、これは、まだずっと続けてやっていただくとともにございます。それから、私たちといたしましては、この20年度に立地された企業さんが、もっと大きくなって工場を増設していただきたいというのもありますから、いろいろ回って、ぜひたくさん雇ってくださいとお願いしています。

○中野委員 課長、私の聞き方がちょっとおかしかったんですが、もう、それはすばらしいことだからいいことなんです。どんどん、その実態は紹介してください。ありがたいことだと思います。

じゃ、19年度としましょう。19年度のものは、もう既に誘致企業の要領ですか、それをもう満たした企業ですがね。5年間で最終雇用を立てたものを達成すれば、何か補助金は払うという制度ですよね。

○津曲企業立地課長 5年以内に申請することができるというような格好でやっております。ですから、最終雇用予定者数が決まります、うちは500人雇いますと。500人、5年間うちに雇っていただければ補助金出しますよという、それは、もう最初の認定のときのお約束なんですけど、それは、確実に超えたから越えなかったからというのよりか、もっと大きくなっていただきたいということで今一生懸命お願いをしている。

○中野委員 全く聞きたいことが別なんです。

いわゆる、補助金が最終年度で猶予期間というか、余裕が5年でしょう。5年にそれを達成すれば、決めた補助金を——100人雇用するとい

う企業で5年間にそれを達成すれば、補助金が100人に対しては幾ら、1,000人を超えれば幾らと決めて支払うという要領じゃなかったですか。

○津曲企業立地課長 要領は、たくさん雇う、大規模案件のときは5年間、もっと小さいところは実は1回だけしか出せませんので、一番雇っていただくときに1回申請をしていただきます。その長い間の期限が最高5年という状況でございます。

○中野委員 だから、それを達成できなかった企業はなかったのかということを知ったかたんです。だから、19年度はもうその余裕を超えてるから、達成未達の企業は、19年度は何件あったのか知りませんが、なかったのかどうか。包含して、全体的には余計ありましたと言え、達成しなかった企業が埋もれてわかりませんがね。そういうのはなかったかということを知ったかたんです。

○福田企業立地推進局長 課長が答えてる途中ですけれども、企業立地の認定の制度というのが、計画を出した時点で——業種によっていろいろなんですけど——5人以上の雇用をするという計画であれば、その時点で立地企業として認定をいたします。その計画を認定して、その計画に基づいて5年以内に操業していただいて、あと補助金は、実績に応じて、5人なら5人分の実績、5人を上回って10人を採用すれば10人の実績、20人になれば20人の実績ということで、補助金を払っていきます。その補助金を申請できる期限が、操業してから5年以内というふうな仕組みになっております。

○中野委員 いいですか。私の言い方が悪いな。余り補助金にはこだわっていないんです。ただ、5年間に計画をしたものを達成しなかった企業

はなかったのかということ、もう19年度のはもう5年がたちました。それから、それが20年度、5年までに達成すれば問題はないんだけど、ただ5年間というのを見た場合に計画未達はなかったのかと。あれば、それを、こればかりじゃ、あんた、トータルだから埋もれて見えませんがね。

○津曲企業立地課長 本当、済いません。結局、19年度なりに立地した企業で達成できなかった数というのは、現在、数字がわかりません。何社かあるかと思います。

ですから、今後、一回調査をして、また御報告させていただくということではいかがでしょうか。

○中野委員 いや、もう報告せんでよかが。ただ、20年度は、丸々5年で余裕がありますが、まだ途中とは言え、達成していないところはなかったですか。把握されたんだから。この20年度の中で、25の企業の中にまだ達成していないよというのはなかったですか。余裕がある中で質問するのちょっとと思いますが、4月1日現在の話だけ。

○津曲企業立地課長 しばらく時間をください。

○中野委員 これ、トータルで把握していて区別ができないの。その辺がおかしい、わかりませんが。

○福田企業立地推進局長 平成20年度という区切りでいけば、この中で、*4社、調査時点で、当初の計画に対して*4社がまだ未達成という状況を把握しております。

○中野委員 ただそれだけのことです。

それから、10ページのこのスポーツキャンプ・合宿の実績ですが、大変すばらしい数字で、皆さんの努力をたたえたいんです。

※30ページ右段に発言訂正あり

それで、1年間に1,241の団体が来ているということで、びっくりです。そういう把握ですが、これを参加人員にすりゃ、参加人員が3万540人だから、1チーム二十四、五人ということですよ。たくさん来るところもあるわけやから、団体だから2人以上を団体と見られてるのだと思います。そういう把握というのは、どこでこんなふうに、把握する場所というか、それはどこでされてるのか。施設を利用するところで、きちんと把握されてるんですか。

○孫田観光推進課長 この数字につきましては、各市町村からの御報告を受けております。

○中野委員 1,241件ものを1チームが何人というのを、ちゃんと市町村と県でそういう把握するシステムをつくっているわけですか。

○孫田観光推進課長 なかなか大変な作業になっておりますけれども、市町村のほうの御協力をいただきまして、毎年集計をしているところでございます。

○中野委員 まかり間違ったということがないようにですね。この把握の捉え方が、何か不思議でたまらん気がずっとです。ちっちゃな団体が、どういう、キャンプ・合宿だから、その把握の仕方ですよ。それを市町村が把握をしているというのが、キャンプはどっか主要施設、合宿であればどこか宿泊の施設、それで把握できると思うけれども、1,241件を把握するのは並大抵のことではないし、この制度というものがいかなるものかなという思いがしたので、お尋ねしました。そういうことであれば、よろしいです。

もう一点、いいですか。

えびの高原レクリエーション施設ですが、去年はいろいろ申し上げて、ありがたい修繕をしていただいて、あの施設が継続をされているっ

ていうことに敬意を表したいと思います。残念ながら、こういうことも発生しましたが……

それぞれ抜本対策というところで、ちょっと読みにくいんですが、(1)では、抜本的な対策案を、今、専門家に相談してるということで、それを検討していくということですよ。そして、今度のシーズンについては、補修を、これは24年度シーズンに発生した箇所を補修を行うという、いわゆるこの前やったところを補修するということだけですから、一応、補修だけは簡単にしておいて、将来ピシャっとしたものができれば、抜本的なものは、また、その後日するということなんですか。

○孫田観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、現在の破損箇所につきまして、応急的といいますか、次のシーズンの営業に差し支えない範囲で補修をいたしまして、その間に抜本的な対策を考えた上で、改めて実施したいというふうに考えております。

○中野委員 だから、もう、去年の、我々現場を見て、埋めるところも少々大きめなのを埋めるだけで追加工事費もわずかでしたよね。あるいは、予算を集めてやったわけですから。あれで抜本的にできるかなという気はしたんです。

しかし、事故もなくスムーズにいて——こういうことは出たけれども——シーズンを終わったということは、ほんと胸をなでおろしてるわけです。

再度見たら、こういうこともあったので、あの前に返って、ひとつ、この施設が二度とこういうことがないような形で、本当に抜本的な修理を、必ず——私が心配するのは、検討していくということだけだから、検討だけで終わって、あれがもうやっぱりやめようということになってはどうかと思うんです。

検討していくじゃなくて、検討して抜本的な修理をいたしますというのの明言していただきたいんです。この場で、確約していただきたいんです。

○孫田観光推進課長 今後の補修費用等、抜本対策にどれぐらいの費用がかかるかとか、いろいろな今後検討していかないといけないというふうには考えておりますけれども、もちろん、この施設はえびの高原の集客について非常に大きな役割を果たしていただいている施設でございますので、現時点で、将来廃止するか、もうやめるといようなことは考えてはおりません。

○中野委員 そういう回りくどいこと言わんで、必ず修理しますといいなさい。それを聞きたい。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 委員のお話のとおり、しっかりと対応して修理してまいりたいと考えております。

○中野委員 ありがとうございます。えびの高原は、四季を通じていろんな行楽とかスポーツとかレクリエーションとかできてこそ、えびの高原ですので。冬のメインであるスケートがなくなってしまうと、えびの高原でなくなりますので、よろしく。安心しました。よろしく、早目に。来シーズン以降にまた修理だと思いますが、26年度シーズンにはきちんと間に合うように、よろしく願いしておきます。

○井上委員 それでは、機械技術センターについてお伺いしたいと思います。

評価のところで地元自治体や大学等って書いてありますが、大学というのは、これ、具体的にどの大学のことですか。

○椎産業振興課長 九州福祉保健大学を考えております。

○井上委員 大学、ここ1カ所ですか。

○椎産業振興課長 そのほかは、宮崎大学等も、一応、大学の先生方に現場改善とかそういういろいろな面での指導をお願いしているところでございます。

○井上委員 正確には、宮崎大学と九州保健福祉大学の2つの大学というふうにしっかり聞いていいんですか。

○椎産業振興課長 はい。現在のところはそういう考えでおります。

○井上委員 じゃ、産学官という理解でもいいってことですね。

○椎産業振興課長 当然、産学官という観点で、例えば工業技術センターなりいろんなそういう県の公的機関とも連携しながら、機械金属関係のいろんな事業展開を図っていきたいと考えております。

○井上委員 ぜひ、これは、やっぱり、ものづくりも含めてですけど、頑張っていただきたいと思うんです。

今、指定管理者はここに明記されてるとおりなんですけど、競争相手といえますか、実際、幾つぐらい、指定管理者として手挙げていただくというのはあるものなんですか。

○椎産業振興課長 今回で三期目の指定になりますが、これまでの経緯を申しますと、一期、二期ともに今の機械技術振興協会の1社でございました。といいますのは、この事業内容が、県北を中心にした機械金属工業の振興ということで、非常に専門性、技術指導等、いろんな特異な分野がございまして、そういう意味では、今のところは1社でございます。

ただ、今回、前回もそうでしたが、募集に当たっては、募集期間を長くしたり、あるいは広報活動等、PRをいろんなところで行っていくというような方法によりまして、できるだ

けいろんな各法人等に手を挙げていただくような努力はしてまいりたいと考えております。

○井上委員 やっぱり、視点を広げるということも含めてですけど、今後発展的にどうしていくのかということとかを考えると、全く、もう競争相手がいないということであれば、随意契約に近いかなというふうな印象になってしまうので……

やっぱり、そこは、何か、指定管理者にはしたものの、もう1社しかいないということであれば、もう固定的というふうに考えられるじゃないですか。やはり、そうなると、技術の相談だったり、それから依頼試験であったりというところに問題が出てきはしないのかっていうのが、ちょっと、先ほど西村委員から言われた、いろいろな質問と重ね合わせてみると、それだけだと、やっぱもったいないですよ。

○椎産業振興課長 私の答弁が的を得てるか、ちょっと不安はあるんですが……

一応、一期からこれまでの経緯の中で、確かに、結果的には1社でございましたが、それぞれ、やっぱ指定管理を導入することによって、経費の節減なりあるいは利用満足の向上等それなりの努力をされまして、先ほど申しましたアンケート調査においても、回答いただいた企業の80%が、このセンターの機械設備等の利用は非常にやりやすい、使いやすいという評価は得ています。やはり、指定管理者制度を導入する意義は今現在でもあると思っております、そういう意味で、今回の三期目もこの方法をとりたいと思っております。

○井上委員 できるだけ、大学との連携とかこのところは強めていただいて、やはり、変化していく、変わっていくということを視点を置いて。ここの会社が受けられたとしても、そう

いう点を視点を少し広げていただくっていうか、大学との連携をもうちょっときちんと、評価に値するという言い方の中に、どういう評価をしていくのかと、大学との連携はどんなふうに関係していくのかっていうことなんかも見ておいていただきたいというふうに思っています。

○椎産業振興課長 今後、指定管理者検討委員会におきまして、当然、その視点も十分留意しながら、指定管理者を選定してまいりたいと考えております。

○井上委員 ありがとうございます。

次、県立産業技術専門校におけるアンケート結果等についてということなんですけど、このアンケート結果で見ると、結局「YouTube」に配信されたものは、実際何だったのかという疑問が非常に残ります。ないものがあつたかのごとく「YouTube」に載せられたわけなんです。これは、ネット上ではこういうことが起こる可能性というのは非常に高いと思うんです。それで、やはり、この「YouTube」に関して、簡単にこういうふうに、これを、ただコンプライアンスというだけで抑えることができるのか。何でこういうことが起こっていくのかっていうことについては、精査していただきたい。

指導員の方に問題があったとか、生徒側に問題があったとか、この状況で見ると、そういうことではないですよ。個人情報云々かんぬんというのは、これはもう大切なことなので、今後もしっかりやっていただきたいと思っております。状況的には、基本的には何もなかったのにこの「YouTube」に載せられたみたいな感覚があるわけなんですけれども……

これ、そういう理解でいいのかなどうか、ちょっと、私もよくわかりませんが、学校側としては

——この県立産業技術専門校というのは、ある意味鳴り物入りでつくられたっていうのも、私もちょうど建設されていくときの様子を知っているがゆえに、こういう学校にしてしまうともったいないので——本当の意味で、ここが持つべきステータスというのをちゃんと高めていただかないといけないので、それについて今後の取り組み——今後の対応等って書いてありますが——だけで済む問題なのかどうか、私もちょっと疑問があるところなんです。いかかなんでしょう。

○渡邊県立産業技術専門校長 今回の「Y o u T u b e」に投稿されたもの、これについては、動画としては6件、そして事案としては7件ございます。一番大きく報じられた暴行、これについては、関係者、もとの訓練生、それからもとの指導員等に聞きまして、それと非常勤から持って、暴力ではないという証言は得られました。

ただ、それ以外のものについては、やはり勤務時間中の散歩とか、それからビニールのハウス、その作製とか、やはり私どものほうも、職員も反省等しないといけないような事件があったというのは事実でございます。

ただ、もう一つでございますけれども、これをなぜこの「Y o u T u b e」で投稿したか。本来でありますと、こういう内部の案件につきましては、職員が上司にいろいろ上申するとか、それから、今現在につきましては、こういうものにつきましては公益通報制度ということで、いわゆる職場を通さずに、直接、人事当局とかそれから弁護士に通報するような法的な制度もできております。

ただ、これは、私のほうでも、この機会に何回もその当事者には申し上げたんですけども、

その対応がとられなかった。その対応がとられなかったということについては、やはり、そういう過去の職場風土があったのではないかということとは反省すべきだと思っております。

したがいまして、これは、職員にも言っておりますけれども、やはり、単に過去の事案があったとか、それから投稿した人間が誰だということではなくて、私どもが反省すべきことです。これは、今後の将来に向けて十分注意をしていただきたいというふうに伝えておりますし、今回の個人情報についても、やはり、生徒がそのように思っているということについては、指導員それから職員も十分に注意するようというふうには再度伝えたとところでございます。

以上でございます。

○井上委員 ぜひ、この県立産業技術専門校のステータスを取り戻すという意味からも、それから、宮崎県が、やはりこれについて、ここをものづくりも含めて発信していくということを考えれば、やっぱり指導員の先生方も含めてですけれど、緊張感のある態度をとっていただきたいということについては、希望として申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に立地企業の雇用実績についてなんですが、先ほど、中野委員から言われた内容というのは非常に大事な内容だと私は思っているわけです。今まで、誘致企業だとか、企業立地して、あと宮崎にどれほど残ったのかということ——それに投下した費用だけが大きくて、あと効果がないのではないかという言い方もされたりするわけですから、精査する必要があるというふうに思っています。

それで、立地件数の143件、これは、今現在もこの件数として会社は残っているというふうに

理解してよろしいでしょうか。

○津曲企業立地課長 この143の中で、実は2つ減っております。

1つは、立地認定をしました。しかし、資金が集まらずに結果的に開業できなかったところが1カ所あります。もう一つは、これは旭化成の関連の会社だったんですが、会社の中の統合で、今、会社の名前が変わって、もう以前からあったところにくっついたというところもございます。

それで、ここは、今、マイナス2です。

○井上委員 できるだけ、誘致した企業についてはずっと存続していただくための——ここも含めてそうなんですけど、企業のありようみたいなのもきちんとしていただくということは大事なのではないかというふうに思いますので、その要望をしておきたいと思います。

それで、こんなに全従業員数というのがしっかり書いていただいて、これはうれしいことなんですけど、ちょっと、一つだけお聞きしておきたいのは、この6,066人のうちの非正規雇用状況というのは何人で何%になっているのか教えてください。

○津曲企業立地課長 現在、正規雇用が大体54%、非正規雇用が46%という状況でございました。

以上です。

○井上委員 ありがとうございます。できるだけ、これ正規雇用のほうに移行していただけるように——企業の支援というのは、ただ単なる金だけの支援ではなくて、その企業が存続するための条件っていうか、環境っていうか、そういうものについても、ぜひ力を出していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、記紀編さんの1300年記念事業の取り組みのところなんですけど、この坂東玉三郎さん、これは物すごく大きかったと私は思います。もし、随分前に、この「アマテラス」をされるころの一番最初に来られていたら、今回のような宣伝効果はなかったというふうに思います。今回来ていただいたのは、これは物すごく大きなことだったというふうに思って、大変、このときばかりは、知事をうらやましく思いました。もう、横に座っておられるし、ほんとにうらやましく思いました。

ぜひ、この「アマテラス」については、少し力を入れたらいいのではないかというふうに、私自身は思っています。実際、私は、チケットはもう確保と、それから行く人数は決めている。ツアーというほど、バス1台ほどはいないですが、チケットがなかなかとりづらい状況にはなってるんです。もう自分たちが希望してるチケットは、なかなかとれないという。だから、宿泊をどうするかというのが非常に困難になってきているような状態なんです。

この高千穂町からの公演応援ツアーの実施というのは、本当は、これはなかなかおいしい事業なんです。ただ、少なくとも、それが大きく、やっぱり宣伝ベースに乗るようにしていただきたい。そこをもう少し宣伝ベースに乗れるような状況をつくり上げていただきたいというふうに思いますが、現状どうなっているのか。こっちからもホークス応援団とかいろんなの行っていたりしておりますが、そういうことを県側も考えてはいるというふうに理解していいのでしょうか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 この「アマテラス」につきましては、ちょっと横道れますけど、7月には東京赤坂のアクトシアター

でまず公演があるということですが、これも、あつという間に完売というようなことで、大変、やっぱり人気がある、大変発信力のある公演だというふうに伺っております。そういう意味では、今回のこの博多座公演というものも、私も大変期待をしておりますし、高千穂でのあのマスコミあるいは来られてる観客の方の様子をうかがいますと、相当、やはり熱が入っております。そういう意味では大事にしたいですし、これを大いに生かしていきたいと思っております。

それで、このバスツアーにつきましても、まだまだ、これから十分にブラッシュアップをしていかなくちやいけない部分がございますし、先ほど西村委員からも御意見がありましたように、高千穂だけではなくしてというのございました。

そういう意味では、この送客の関係ですとか、あるいは博多座の中でいろんなプロモーション活動も、今、順次詰めさしていただいておりますし、あるいは福岡市の中心部あたりも含めて、宮崎のPRをしていきたいということで、いろいろと、今、相談を関係者としていただいております。ぜひ、御意見を賜りましたので、そのあたりも踏まえてしっかりと検討していきたいと思っております。

○井上委員 きょう、女性職員の方が8人ぐらい来ていただいているので、多分、その方たちは女性週刊誌っていうのは……よく、見ないかな、あんまり。私は、めちゃ見るんですが。

島根県がうらやましいのは、女性週刊誌に特集記事で、記紀1300年っていうか、この古代へ向かってということで、島根が、女性週刊誌は、もう4ページぐらいにわたっていつも出るわけです。これは、多分、島根が金出してはいない

かもしれないけど、女性週刊誌が飛びつきたくなるような感じで、何か、発信がうまいっていうことだと思うんです。

坂東玉三郎さんが来てくれば、それは週刊誌にも載るっていうことになる。女性週刊誌ってばかにならないんです。結構見るんです。あつ誰ちゃんが今回したげなみたいなのも含めて、いろいろ見る。

やっぱり、今、旅行に行く人たちが、若い女性の人たちが、1人であったり、少人数でもうろうろしているわけだから。そういうこととかも含めて、どうそういうベースにも乗せるのかっていうことも、ちょっと、一つ大切なのかなっていうふうに思うんです。

だから、そこも少し目線を上げっかりじゃなくて、下げっかりもいかなでしようけども、広くみんなに伝わっていくためにどうしていくのかっていうことは、プロモーションされる時にもちょっと考えてみていただきたいなというふうに思います。

島根は上手だなと、ほんとに思います。女性週刊誌の、女性の人たちから後から聞いてみてください。結構、特集記事って物すごく載ってるんです。だから、あつちはおいしいんです。遷都のことだけでも、物すごく大きな特集にしてるんです。

だから、少し、この「アマテラス」ひっかけて、何か、ちょっとプロモーションしてみるとかっていうのは考えてみていただくことはできるものなのではないでしょうか。さっきの西村委員とひっかけて。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 先日、高千穂に、私もこれ参りまして、やはり女性雑誌の記者がたくさん来られました。取材も非常に熱心に、女性誌の記者はされてましたし、

そういう意味では、今、井上委員がおっしゃったように、やはり女性目線みたいところが、とても、やっぱり大切になってくるんだらうなと思っております。

ですから、やっぱり、非常に、もう少し、我々も広い視野でもって、いろんな切り口、こういったものをしっかりと考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○井上委員 やっぱり、ターゲットを少し小金持ちのおばちゃんたちにして。その人たちがどうやって動くか。もう、これは、はっきり言って、女性の人たちっていうのは、先にチェックして先にチケット押さえてますから。やっぱ、そういうこととか、しっかりと考えてみてもらって、どこに発信したときにどこにヒットしていくのかっていうこととか、少し丁寧に行っているだけというのかなというふうに思います。

先ほど、私は、記紀編さんの1300年の事業というのは、9年間にもわたってやるというふうに知事もおっしゃってるわけだから、やはりしっかりとした目標を持って、そしてきちんと取り組むべき必要があると思うんです。

だから、河瀬さんとのこれっていうのは、非常にまたおもしろいプロモーションができるのではないかなと思って、奈良県からおいでになっているその方に感謝申し上げたいというふうに私も思います。

ですから、やはり、ありとあらゆる方法というのを考えてみる。どうしたらおもしろいかっていうことを考えてみるということをもっと、何かちっちゃくしないで、広げて、物事を考えて、ちょっと売り出してみてもらいたいなというふうに思っています。

今回の議会で非常にうれしく思ったのは、農

家民泊です。農家民泊の泊数がふえるっていうことは、これはすごくいいことだと思います。地域が盛り上がり、来られた方たちをおもてなししていくわけだから、あるがままを見せながらやっていくっていうわけだから、もうほんとにいいことだと思うんです。

だから、こういうのも含めて、プラス、プラス、プラスっていうのをどうやってつくり上げていくのかっていうことを、この記紀編さん1300年で、商工労働部、観光客の誘致も含めて、もうちょっと力入れてやってもらおうと、おもしろくもあり楽しくもあるんじゃないかなと思うんです。そして、教育委員会にも少し、いろんなことが発信できていいのではないかなと思うんです。そこのところ、総体的にいかがなんでしょうか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 今回、かなり著名な方々との連携というものが実現できるわけでございます。やはり、この発信力という点では、これまでとはまた違った形で宮崎というものを大きく押し出せるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その分、しっかりと丁寧に事を進めていきたいというふうに思っております。

例えば、この河瀬さんにつきましても、実は、大変お忙しい方ではあるんですが、よくよく引き受けをいただきまして、やはり、彼女の感性といいましょうか、お話を伺っていると、実は、奈良県というものも神話のふるさとで、宮崎と奈良というのは、これまでも、いろいろ昨年来連携をしてきたところでございます。この河瀬さんを通じまして、また奈良県の観光行政と今後いろんな展開がまた見えてくる。そういったことも、今、企画をしようとしておりますし、派生をする事業、そこからまた派生をしていく事

業というふうに、丁寧にやりつつもウイングを広げていくというようなところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井上委員 カンヌ映画祭のとき含めて、女優の方たちのファッションもそうでしたけど、河瀬さん本人のファッション、生き方についても、物すごく女性の人たちは注目しているところがあるわけです。だから、そういう意味でいうと、今回物すごくいいキャッチができたと思うんです。だから、ぜひ、これについては積極的に力を入れてやっていただきたいというふうに思って、これは要望です。

○押川委員 機械技術センターにかかわる指定管理者の関係ですが、施設利用状況あたりを見ると、年度ごとに研修とか講習会とか設備利用があるんですけども、そういう中で、施設収支状況については、指定管理委託料だけでしか出ておりません。ここ全体の収支というのは出ていないんですか。

○椎産業振興課長 今、委員の御指摘のありました3ページの施設利用状況と施設の収支状況のところだと思うのですが、確かに、利用状況につきましてはこういう形で動いておりまして、減少傾向にございます。施設の収支状況は、収支、収入ゼロになっておりますが、これは一般会計全体でいいますと、法人関係の管理部もございまして、平成20年度を見ますと約9万円の赤字になっております。

以上であります。

○押川委員 20年度もそうでありまして、24年度でも1年あるわけでありまして、見込みとしてどうなのかということと、この今回また三期目の指定料が5,265万3,000円、これでどうなのかなという、ちょっと見たいものですから、大まかで結構ですけども状況をちょっと教えて

ください。

○椎産業振興課長 まず、平成25年度の状況でございますが、途中、今、3カ月弱でございますので、一応、センターのほうには確認しますと、昨年度とそう大きな変化はない状況でございます。ただ、非常に、機器導入等進んでおりますので、そういう意味では機械の設備利用あるいは依頼試験等につきましては、ある程度確保できているのではないかと考えております。

それから、指定管理のこの基準価格のところでございますが、年間5,265万3,000円でございます。これにつきましては、本来、利用料金制度を導入すれば、このあたりで基準価格についても影響出てくる場所ですが、利用料金制度はこちらの指定管理では利用しておりませんので、実際の人件費あるいは事業費等を、これまで5年間の実績それから民間の給与ベース等、そういうのを踏まえまして、今回の基準額を設定してるところでございます。

○押川委員 わかりました。そういう状況の中で、三期の基準額というのは設定されたということで理解いたしますけども、先ほど、井上委員の質問にもあったんですが、なかなか、希望者が、参加者が少ないんじゃないか。どういう形で、こういう参加をできるような形で、今後呼びかけとかそういうものを——あと、先ほどあったように、環境的には、相当、やっぱり厳しいという状況でありますから、厳しい中での対策あたりを今後考えながら、少なくとも競争するということが大事だと思うんです。随契という形でずっと流れていくような可能性が出てくるのかなという気がしますから。2社、3社、出てきてもらえるような形の努力、そういったものについてちょっとお聞かせください。

○椎産業振興課長 先ほども答弁させていただ

いたところではございますが、一応、募集期間中につきましては、当然、広報関係とかあるいはいろいろな報道媒体等を使いまして、募集に向けた積極的な取り組みを行ってまいりたいと思っております。

これまで、平成18年から二期行っており、結果的に1社でございましたけれども、そういう意味では、非常に、複数手を挙げるといのは今の状況では厳しいというのは認識しております。

ただ、県北は非常にもとづくりが盛んなところですから、大企業あるいは中小企業のOBの方で任意の団体をつくってらっしゃるところも当然ございますので、そういうような方々が手を上げる可能性もあるのではないかと考えております。そういう意味では、そういう方々に対してもお声がけといたしますか、PRを図っていきたくと思っております。

○押川委員 よろしくお願いをしておきたいと思えます。

それから、地元のことになりますけれども、アンケート調査も使っていただいて、内部的にはまず対応するということではありますが、このことについて、保護者あたりからの意見なり、何かそういうものっていうのは出てきているものですか。

○渡邊県立産業技術専門校長 これについては、私どもの学校が、もう高校を卒業した、いわゆる成人に近い生徒であるということで、この事件が起こった際に、私のほうで、各クラスごとに、8クラスには、もう生徒に説明をいたしております。そして、ちゃんとそれは保護者のほうには伝えていただきたいということを申しております。それ以外に、保護者のほうから電話等問い合わせがあったことはございません。

以上でございます。

○押川委員 ありがとうございます。せっかく、このものづくりの中での産業技術専門校、ほんとにすばらしい施設の中で——たくさんの卒業生が出てくるわけでありまして、今年度も70名ぐらいの新入りの生徒がいたわけでありまして、先ほど、対策の中にありますように、関係企業あるいは高校等に対する説明会はしたいということではありますが、具体的にはどういう形で、どのような機会の中でやっていかれるおつもりなんでしょうか。

○渡邊県立産業技術専門校長 まず、企業さんのほうには、今、ちょうど、先週から今週にかけてまして、生徒が企業体験の実習に行っております。ということで、今、指導員が現場訪問ということをやっておりますので、それも兼ねまして、私または副校長がそれぞれ分担いたしまして、現場を見る際に、企業のほうにも今回のことも含めて御説明もさしていただいております。それについては、それぞれのところで説明し、御理解はいただいております。

また、今後、7月になりますと、来年度の募集ということで、その募集のための学校訪問を——これも指導員が主ですけれども——させていただきますけれども、過去の、いわゆる入校生の多いところ、そういうところについては、私または副校長のほうで分担しながら行こうという——今、これは計画の段階ですけれども——ことを考えております。

以上でございます。

○押川委員 ありがとうございます。しっかり、そこらあたりの誤解等を払拭していただいて、やはりPR等も進めていただきたい。よろしくお願いをいたします。

それから、県のアンテナショップの状況につ

いてでありますけども、これを見さしていただくと、確かに、ある方の知事のときに、かなり売り上げが伸びて、その後、年々ちょっと下がっているという状況があるという気がするんです。ほんとに、残念だなという気がするんです。

対策はいろいろとっていらっしゃると思うんですけども、今後、この3つのみやざき物産館、新宿、大阪事務所、具体的にどういったことで、今後伸ばそうかというような具体策があれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○日下オールみやざき営業課長 おっしゃるとおり、一時期の宮崎ブームの時期と比べるとだいぶ減ってしまっております。ただ、それがブームだったということを、我々としてもブームだったから多くて、今下がってしまったのはしょうがないというような形の言いわけをしてはいけないなというふうに思っています。

やはり、この施設自体、ポテンシャルも十分あると思いますし、私自身も、実際に店舗を回りました、またほかの県のアンテナショップなども一通り調査を行いました。

そういった中でも、やはり陳列の工夫であったりだとか、そういった改善の余地というのはまだまだあるんじゃないのかなと、そういったところを工夫すれば、今後売り上げの面でも回復をしていく、伸びていくという余地は十分にあるのではないかなというふうに私自身も感じています。

例えば、ほかのところであれば、売れ筋商品をクローズアップしたりだとか、また、その商品につけるポップを工夫している、そういう県なども見られます。今後、そういったほかの県のいい取り組みであったり、そういったものも参考にしながら、その店舗運営のあり方について、しっかりと見直し、検討をしていきたいな

というふうに考えています。

○押川委員 努力もされておられるということは、十分理解はしておるところでありますけども、やはり、いろんな、売り方だとか、人に来てもらう工夫、そういったものの中で、熊本の「くまモン」なんかも、そういうことで売り上げを伸ばしとるわけですから、やはり何か工夫というものが欲しいのかなという気がするんです。ただ、一生懸命、やっておられるというのは理解しますが、ずっと毎年売り上げが減ってくるということであれば、どこかに、やはり問題があると思うんです。そのことは、他県も一生懸命やっておられる状況でありますから、何か、そこに、今後、工夫をやっていただきたいなと思います。これは、課もそうでございますけど、宮崎県の中でやっぱりどうするかということをやっていないと、宮崎の観光の拠点として、この新宿みやざき館KONNE等の物産館は大きな価値というはあると思うんです。ぜひ、これが、少しでも、やっぱり伸びるような形の中でやっていかないと、私たちが思います。今後、さらなる、このような形の工夫なり、議論あたりをしていただきたい、お願いをしておきたいと思います。

○河野委員 1点だけ。12ページ、プロスポーツキャンプの状況ということで一覧を見てみると、いかに県央、県南にこのキャンプが固まっているかっていうことで、県北の大きな課題だなというふうに考えたんです。

例えば、綾町というのは、3会場ございますが、これは、町営施設なのか、また県の補助はあるのか、ちょっとお聞かせください。

○孫田観光推進課長 綾町で合宿場所となっております3会場は、それぞれ町営施設でございます。

○河野委員 県はかかわってないっていう考え、補助関係とかは。

○孫田観光推進課長 この3施設について、特に整備費等を助成はしておりません。

○河野委員 例えば、西都市の清水台とかも、やっぱり、これは市営で県の補助はないということになりますか。

○孫田観光推進課長 申しわけございません。一つ一つの施設について、助成がどの程度というのは、現在ちょっと手元にございませぬ。

現在、こういった受け入れ態勢づくりのために、各市町村に対して呼びかけをいたしまして、整備の必要のある場合には希望を出してくれるようにということをお願いをしております。一部の競技場等、例えば、サッカー場ですと、冬芝の整備等の助成をしたり、あるいはライン引きなどのさまざまな施設設備についての助成を行っているところでございます。

○河野委員 日南市なんかを見ると、2月は上手に呼び込んでるんだなということ、これ見てわかることです。また、県北の課題として、県の協力得ながら考えていきたいなということで、一つ課題を持ったところでした。

以上です。

○外山委員 記紀1300年に関連するんで、これ、ちょっとお尋ねします。

今年度から、西都原を中心とした古墳を世界遺産に登録、それを視野に入れながら研究、取り組んでいきたいということでスタートしました。

そこで、初めてお聞きをしますが、ことしの取り組み状況というか、何を——これは、相当幅広い、いろんな調査それからレポートも要るだろうと思うんです。相当ロングランになりますが、ことし、どういう形で取り組みを始めら

れたか、お聞かせをください。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 昨年度、基本構想というものを1300年記念事業について策定をいたしまして、その中の大きな重点目標の一つに、今、委員おっしゃった、西都原の世界遺産を視野に入れた調査研究を進めるということにしております。

今年度に入りまして、体制も、私ども含めまして少し変わってまいりました。今年度の取り組みとしましては、まず、教育委員会の文化財課に専門主幹が設置をされたということでございます。さきの埋蔵文化財センター所長でおられた方が専門主幹ということで、調査研究のリーダーに当たるということになっております。

それで、順番としましては、西都原古墳群を含めた南九州の古墳群の優位性といったようなところについての調査研究を深めていきたいというふうに、私どもとしてはお聞きをしてくるんですけども、まずは、そういう意味では、そういった調査研究のベースの部分の部分を早急につくっていただくということで話し合いをしております。

そして、その上で成果が出たものについては、随時、これを一般にわかりやすい形で、お披露目、公表をしていこうということで——先日も、西都市、当局も一緒になって行政の連絡会議を開きまして、そういった調査研究の成果については、西都市も一緒になって、あるいは西都も主体的に披露をしていきたいということになっております。具体的には、まだ、時期、場所等は決まっておりませんが、例えばシンポジウムの類いですか、そういった形で年度内に一つやっていきたいというような段取りにしております。

以上でございます。

○外山委員 やっぱり、これは相当長いスパンで考えていく必要がありますし、もう一つ、肝心なのは当該の西都市、幅広げていけば、新富、宮崎市まで入ってくるのかな。ですから、今ちょっと話がありましたが、当該の西都市も取り組んでもらっておるということですから、そこ辺と連携しながら、ぜひ進めていってもらいたい。

今後、毎回とはいませんが、年に中間と年度末ぐらいには、その報告を、こういう状況だということをまたしてもらおうとありがたいと思いますから、要請をしておきます。

以上です。

○清山副委員長 5分以内に手短にお伺いします。

機械技術センターの3ページに書いてある、この指定管理者、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会というところは、これは、県からの現役で出向している方やOBで再就職している方っていうのはいらっしゃるんですか。

○椎産業振興課長 平成25年4月1日現在の職員体制で御説明いたしますが、まず、所長は、県のOB1名でございます。そして、事務担当が1名、これは企業からの派遣になっております。それから、技術担当3名、そのうちの1名が県からの派遣となっております、あと補助的職員が2名の合計7名ということでございます。

以上であります。

○清山副委員長 県職員から派遣してるということですね。

○椎産業振興課長 県関係に限って申し上げますと、県派遣が1名でございます。県OB1名でございます。

以上です。

○清山副委員長 県が指定管理するに当たって、利益相反にはならないんですか。

○椎産業振興課長 公益財団法人からの要請等に基づきましてあった場合につきましては、法令に触れないというふうに理解してるところでございます。

○清山副委員長 現在の法令というか、この資格要件に、やはり、そういう県からの、OBはともかく、現役の方が出向しているっていうのは、今後の課題じゃないかなと思うんですけども、その辺はどう考えておられます。

○椎産業振興課長 この公益財団法人への県からの派遣につきましては、この協会だけのお話ではないと思いますので、その件につきましては今後検討させていただきたいと思っております。

○清山副委員長 去年かおとしでしたか、横田議員が本会議場で質問していただいて、まずは、指定管理者候補者選定委員会の中から県職員1人入れていたのを外したんです。これは、やはり重大な利益相反だろうということで、熊本県に倣ってやったんです。

こうやって選られる側においても、結局、県が指定管理して、そして県の事務局のもとで選んでいくわけです。そして、選ばれる相手の中に、再就職で行かれるのはともかくとして、現職の方が出向していくっていうのは、ちょっと、やっぱり、私は公平性に欠けるんじゃないかなと思ったんで、問題提起をさせていただきました。今後、考えていただければなと思います。また、何か、考えがありましたら、今後も教えていただきたいと思っております。

ごめんなさい。2点目も、最後に、簡単にですけども。

この記紀編さん1300年記念事業で、西都に関

してありましたけれども、宮崎市内も県立平和台公園があって、その平和の塔ですか、あの中に神武天皇なんかの歴史を描いたレリーフなんかもあります。あの建造物っていうのは、特に、何か、文化財指定もされてなくて、非常に、ただの普通の建造物としてあそこにあるんですけども、ああいうものを、ちゃんと、県っていうのは、県立公園の中にあるもので、価値を認めて文化財指定なり何らかの手を考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。どうですかね。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 私どものほうで、直接、施設につきまして所管もしておりませんので、軽々には申し上げられませんけども……

現状としては、都市計画課、都市公園ということで、必要な維持管理はしており、年に一度の内部公開というものも、実は、職員手づくりでパンフをつくったりとかいうことでやってきてるところでございます。

確かに、利用価値の高い施設でございますし、やはり記紀編さんといいましょうか、神話のふるさとを代表する施設の一つでもございますので、ありようについては、私どももしっかり考えていきたいというふうに思います。

○清山副委員長 これ、県の教育委員会の文化財課に、昨年度、質問したんです。そしたら、宮崎市の仕事ですと言い切って、我々は関知しませんと。しつこく言ったら、教育長からメモ渡されて、ちゃんと検討しろって、答えてましたけれど……あそこの教育委員会の文化財課は、そんなぐあいなんです。

なので、きちんと、そういう記紀編さん記念事業の担当課からも、ほかからも、あそこどうにかしようということ、また話し合うことが

あれば、言っていたきたいなと思います。

以上です。

○福田企業立地推進局長 濟いませぬ、時間ぎりぎりにおわびと訂正をさせていただきます。

先ほど、企業立地の実績のところ、平成20年の計画未達企業の件数をお答えしたんですけども、私が、平成20年度であるのに、平成20年のところをチェックしたこととか、数字のチェックのミスがありまして、「4件」と申し上げましたけれども、「12件」の間違いでございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

経済状況、非常に厳しいですけども、引き続き、企業さんには計画どおり雇用していただけるように働きかけていきたいと思っております。おわびして、訂正いたします。

○中野委員 今回の件で、25件のうち12件が未達、それ、すごい数字ですよ。それなのに、トータルではオーバーしてるということですから。いわゆる、埋もれてるところっていうと、今後、過去も含めて把握していただきたい。要望しておきます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、その他報告事項について質疑を終わりたいと思っております。

その他ありませんか。

間もなく時間になりますが、12時を予定してありますが、延長して行いたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、延長して行います。

○外山委員 1点は、前回の委員会で、観光客の入り込みの、国が統一してやるようになった、全県同じ基準での数字を欲しいということで、ここに九州のやつをもらって——そこにお手元

にあるかどうかわからないんですが——これを見て、みんな同じやり方でやっとするから、各県ともやっていますから、数字はそれなりに正しいと思うんです。

非常に、奇異に感じたのは、宮崎県よりも佐賀県が非常に多いんです。それから、宮崎県より長崎県が少ない。宮崎は、合計、県内、県外入れて1万2,000。長崎県は9,000なんです。それから、観光客の数、沖縄県も宮崎県より少ないんです。どう見ても、沖縄県のほうが多いような感じがするんですが、ここ辺をどういうふうに見ておられますか。

○孫田観光推進課長 特に特徴的なのは、宮崎県と沖縄県で、沖縄県のほうが数が少ないということだと思います。

実は、宮崎県の場合ですと、各県に隣接しておりますので、県外から、例えば熊本から高千穂にちょっと入ってきてまた帰られても、お一人はお一人というような数になりますが、沖縄県の場合は、完全に飛行機以外の交通手段がございませんので、その中で県外からの入り込みという数は、必ず、ほぼ全員泊まるというような形でお泊まりになる。いわゆる、立ち寄り型でちょっと来られた数も観光客で宮崎県は上がりますが、沖縄県の場合はそういう数は上がってこないということが、こういった数の差になってくるのかと思っております。

○外山委員 長崎はどうなんですか。どう見ても長崎のほうが多いと思うんだけど、何で、宮崎が多いのかな。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 委員がおっしゃったように、全国統一の基準でこの統計をやろうということで、ちょうど始めて2年目になります。

実際、私どもも従来の入り込み調査を切りか

えて、これでやってるんですが、やっぱ、始まったばかりの統計なものですから、なかなか、数字がうまく把握できてない。うちの県もそうなんですが、多分、長崎県も、やっぱりそういうところがあるのか……

例えば、実は、この入り込み調査っていうのは、3カ月ごとにやっぱり速報も出すんですけど、なかなかその速報値と年間集計したときの動きがきちんと同じ傾向にならないとか、ほんと、まだ、正直、よその県との比較でいいますと、試行錯誤の状況の部分もございます。

少なくとも、本県の前年とことしを比べるとについては同じ基準でやっていますんで、これから全国の傾向とうちの傾向というのが出てくるんでしょうけど、正直、まだ、今おっしゃったように、長崎と宮崎、佐賀と宮崎の傾向というのは、なかなか厳しいところがあるのかなというふうには思っています。

○外山委員 二、三年見ないと、正確な数字は出てこんだろうというのはわからんでもないんで、わかりました。

もう一点、今、さっき、清山副委員長から話があった、平和台公園——これを都市計画のほうに聞く前に、ここに聞きたいんだけど、あそこに行きますと、宮崎が、昔は一望できたんです。ところが、木が背が高くなって全然見えな。そこで、あそこの木を切って見えるようにしたらどうか。高いところから宮崎がずっと見えるところが、ほかにはないんです。

だから、観光的な視点——管理は都市計画です——から考えて、あそこの木を、私は切るべきだと思うんだけど。県有地がほとんどですから、商工労働部の立場としては、どうですか。

○椎産業振興課長 確かに宮崎市内を一望できる場所というのはごく限られたところになっ

てしまいまして、その中で平和台公園っていうのは、非常に眺望等で重要なところだというふうには考えております。

申しわけありませんが、そこの木を切ってしまうというお話につきましては、今後、都市公園のほうと検討、協議をさせていただきたいというふうに考えます。

○外山委員 だから、私が聞きたいのは、あそこ、見えるようにしたほうがいいんじゃないかということを知っておるんです。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 私も、連休に平和台に行かせていただいて、ほんとに多くの方が来られてるのは大変ありがたいなと思いました。

個人的には、おっしゃるとおり、ここからの宮崎市内が見える眺望というのは大変すばらしいなという感想を持っております。

○茂商工観光労働部長 済いません。出番がないもんですから。

私も、以前から平和台にはよく行ってまして、確かに、昔は今に比べると眺望はよかったかなというふうな印象があります。確かに、宮崎は平地なもんですから、あそこが一番の展望地かなというふうに思っています。これについては、いろんなお考えがあるかもしれませんが、私も、県土整備部長には話をしてみたいと思います。

○外山委員 わかりました。

○中野委員 今、外山委員が質問された観光者の入り込み、九州のこの差のあり方ですが、これは、消費額も極端な差が出ます。ぜひ、精度を今後高めてほしいと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

それから、先ほどもちょっと質問等をいたしました。農家民泊型のこの教育旅行、これは、

1万人を超えると約2割ぐらいの先生たちが、いわゆる2,000人来て、必ず、旅館、ホテルに泊まれるんです。そういうことだし、それから、大体2泊3日ですので、そのうちの1泊は農家に民泊しますが、あと1泊はどっか観光して旅館やらホテルに泊まるんです。いわゆる、できたら、宮崎県に泊まれるようなことをしていったらなど、こう思います。

それで、1万を超えたら県がと言いましたが、多いような数字ですけれども、長崎県の松浦市では、いつだったかわかりませんが、1年間で3万4,000人を受け入れたという実績もあるわけですから、これは物すごい魅力のあることだというふうに思います。

それで、お願いしたいことは、ほんもの体験フォーラムというのが8月30日から9月1日、広島、山口で開催されます。約2,000人の関係者が集まるんだそうです。これに、もう既に、県庁から——誰が、ここにおいでか知りませんが——1人は行くということですが、教育委員会とよく話をしてほしい。鹿児島県が、徳島で去年あったのに、もう、あそこでも5人行かれています。これに負けないように。鹿児島県も、聞いたら、一生懸命、これに取り組みもうとしてるんですから、これに負けないような人を、ぜひ、できたら部長を中心に行つて、これに大いに取り組んでほしいと思うんです。

まず、意気込みを部長にお聞きしたいと思います。

○茂商工観光労働部長 8月末から9月1日にかけてのイベントだと思います。これにつきましては、私も、パンフレットを隅から隅まで仔細に拝見をさせていただきました。体験学習もありますし、座学もあるということで、非常に

魅力的なイベントだなと思ってます。

私、個人が行けるかどうかというのは、ちょっとスケジュールの調整もありますんで、現時点では何とも言えませんが、幹部を含めて、なるべく多く参加できるように努力をしたいと思います。

○中野委員 それから、これは、総合交通課の件ですけども、JR九州ICカードの乗車券、今度も何人か質問をしておりましたが、「SUGOCA」ということで、九州で宮崎県だけがまだ導入してないということです。これは、観光に来る人たちも、あるいは商用で来る人たちにも非常に便利だということです。乗車数が少ないということだけで、宮崎県はまだですが、観光という面からも含めて、その商工観光労働部でも、かなり、この担当課に働きかけをして、導入するように要望しておきますので、お願いいたします。

それから、きょうは説明はありませんでしたが、この前、既に説明を受けた、トレイルランニングの大会です。これが、7月21日、えびの高原で開催されますが、60キロと30キロで、一番長いのが14時間ということの制限時間です。何か、5時ごろスタートということで、延べ時間が14時間、朝暗いうちから夜暗いうちまで開催されるわけですので、お願いしたいことは——これはもうすばらしい大会です——ただ、事故だけ、行方不明を含めて、これだけは万全を期すように、県も後援される予定のようでありますから、この事故だけは、地元として全体発生しないように、万全を期した大会になるように、県からも、宮崎県内で開催されるわけですから、よくよく、そういう指導をしていただくように、これもお願いをしておきたいと思えます。

それから、もう一点、お願いですが、さっきは企業誘致のことでいろいろ話がありました。県内企業が、逆に海外等に、かなり、調べたら進出しておりますよね。今から進出したいというのものもあるようですが。これの把握をされてるもんかどうか。そして、してなくても、できたら、次の委員会には、そういう企業が、行った先でどのくらいの従業員を雇っているのかということと、県内の雇っている数字、その比較を含めたものが、ここに報告できないもんかどうかをお願いしたいと思います。

ただ、1点だけはお聞きしたいんです。把握されているかないかをお聞きしたいと思います。

○椎産業振興課長 御質問の県内企業の海外展開の数等につきまして、現在は把握はしておりません。

海外展開をしている企業につきましては、確かにございますが。その全体調査というのは、かけている状況ではございません。

○中野委員 それを、次回ぐらいに調査して報告できますか。できる時点でいいんですけど、ぜひ、調査、報告をお願いしたいんですが。

○椎産業振興課長 時期については明確に御回答できませんが、調査はさしていただきたいと思っております。

○中野委員 報告は。

○椎産業振興課長 調査、報告をさしていただきたいと思っております。

以上です。

○黒木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、その他を終わります。

次に、請願の審査に移ります。請願について、

執行部からの説明はございませんか。

○小八重商工観光労働部次長兼労働政策課長
特に、ございません。

○黒木委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

○中野委員 これを、昨年は、我々も賛成して通しました。今回も、この請願というのは、こう来るんだけれども、これを前回通したのに、毎回これ請願というのは上がってこなけりやならないものかどうか。

この最低賃金の調査するところ、国の機関の労働基準監督局か何かのところがするんだと思います。そのあたりは、去年も、私は通す条件というとおかしいですけど……どこも一律ですよ。だから、あの辺は、本当に審議したのかなという気がしてならんとですよ。低いところは、それなりに努力して高くしてやらんな、他県には追いつかんと思うんです。そういう意味合いも含めて、私は了解したけども、そうでなければ、もう、これは、今後、何回もしてもらっては困るような気がしてならんとですが。当局からのコメントを。

○小八重商工観光労働部次長兼労働政策課長
最低賃金といいますのは、恐らく、この7月ぐらいになると思うんですが、全国の最低賃金審議会が開かれます。そして、宮崎労働局の中の宮崎県の最低賃金審議会というのがございまして、識見の方、使用者、労働者、それぞれ5名の委員を出していただいて、そこで詳細な検討をされて答申がなされるということでございます。

今回、きょうの新聞にも載ってございましたけれども、最低賃金を10円上げてほしいというような要望を政府側からやるようなこともございます。そういったものを反映して、地方の最低

賃金も実態に合うように検討がされるということでございますので、それは、毎年、意義のあることだと我々は考えております。ぜひ、御協力をお願いしたいと思います。

○黒木委員長 ほかにありませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。午後は、1時でよろしいですか。1時に再開いたします。

午後0時12分休憩

午後1時1分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政への推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

議案等に説明に入ります前に、まず、おわびを申し上げます。

このたび、土木技術者を養成いたします宮崎県産業開発青年隊におきまして、隊員間の暴行事件が発生しました。今後は、二度とこのような事件を起こさないよう、再発防止にしっかり努めてまいりたいと思います。まことに申しわけありませんでした。

続きまして、お礼と御報告を申し上げます。

まず、県北調査についてでございます。委員の皆様方には、5月22日から24日にかけて、二級河川耳川の土地利用一体型水防災事業、重

要港湾細島港、そして国道219号横野バイパス等を調査いただき、まことにありがとうございました。調査先での御意見等につきましては、今後の参考にさせていただきたいと存じます。

続きまして、3点、御報告を申し上げます。

座って、報告させていただきます。

まず、1点目は、去る5月5日に示されました国土交通省の平成25年度当初予算の配分についてであります。

今回の本県への配分は、直轄事業で約333億円、補助事業で約444億円でありまして、2月に配分されました緊急経済対策分と合わせますと約1,215億円となりまして、平成24年度当初比で1.36倍となっております。

主な内容といたしましては、都城志布志道路の県内唯一の未事業化区間でありました金御岳工区の新規事業化が認められましたほか、九州中央自動車道の高千穂蘇陽間が計画段階評価を進めるための調査に入ることが示されております。

今後とも、南海トラフ巨大地震等の災害リスクの高い本県への重点配分などにつきまして、国に対し強く訴えまして、本県の社会資本整備の促進に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、2点目ではありますが、スマートインターチェンジについてであります。

都城市、門川町及び国富町の3カ所で設置に向けた取り組みを進めておりましたが、今日11日に、国から連結許可をいただきました。今後、地元自治体等と連携を図りながら、早期完成に向けて全力で取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、3点目ですが、東九州自動車道の供用見込みについてであります。

今日14日に、国から北浦須美江間の供用年度につきまして、平成28年度から平成26年度へ2

年前倒しする旨の、また供用開始年度の示されていなかった北郷日南間につきまして、平成29年度になる見込みとの公表がありました。今年度は、日向都農間の供用によりまして、いよいよ宮崎延岡間が高速道路でつながることになります。今後とも、東九州自動車道の県南ルート及び九州中央自動車道の未事業化区間の早期事業化や事業中区間の早期供用に向けて、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

県議会に提出しております資料「平成25年6月定例県議会提出議案」及び「平成25年6月定例県議会提出報告書」のうち、県土整備部関係箇所につきましては、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめております。資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

御審議いただきます議案、報告事項のほか、その他の報告事項につきまして、担当課ごとに記載しております。

最初に、議案といたしまして、一般会計補正予算について御審議いただき、続きまして、報告事項として繰越明許費や損害賠償額を定めたこと、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停につきまして、御報告させていただきます。

最後に、その他の報告事項でございますが、目次に記載しております建設工事における指名競争入札の試行ほか3件に加えまして、お手元に別途配付しております「宮崎県の高速道路の最近の動きについて」、色刷りの資料です。これも御報告させていただきます。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては担当課長等から説明させますので、よろし

くお願いいたします。

以上でございます。

○**郡司管理課長** 管理課でございます。県土整備部の6月補正予算について御説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の県土整備部の補正額につきましては、表の右から3列目、太線の枠で囲んだD列でございますが、下から5番目の一般会計で2,000万の増額をお願いしております。また、一般会計と特別会計を合わせました補正後の額につきましては、その右隣の列、E列の一番下の段に記載しておりますとおり、742億3,022万5,000円となります。前年度の現計と比較いたしますと、95.7%となっております。なお、補正の具体的な内容につきましては、後ほど関係課長から御説明をいたします。

補正議案につきましては、以上でございます。

○**東河川課長** 河川課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

「平成25年度6月補正歳出予算説明資料」の63ページをお開きください。

当課の補正予算額は1,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目でございますが、181億4,356万2,000円となります。

65ページをお開きください。

(事項) 海岸保全事業費の説明欄、1の新規事業「海岸漂着物地域対策推進事業」の1,000万でございます。事業の概要につきましては、常任委員会資料のほうで御説明させていただきたいと思っております。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

なお、後ほど説明いたします港湾課の補正に

つきましても本事業によるものでございます。

それでは、まず、1の事業の背景・目的でございます。平成25年度環境省所管の地域環境保全対策費補助金が、環境森林部が基金管理者となる宮崎県環境保全基金に積み立てられることになりまして、海岸における漂着物の処理に使用できるようになりました。これにより、海岸の良好な景観及び環境の保全を図るものでございます。

3ページのほうごらんください。

今回の環境保全基金では、ページの下囲みにありますように2つの事業がございまして、1つは農政水産部及び県土整備部の海岸管理を所管する4つの課が実施します回収処理でありまして、2年間で5,300万、もう一つは、環境森林部循環社会推進課で実施します発生抑制対策でありまして、2年間で1,431万4,000円の事業費が予定されております。

2ページにお戻りください。

2の事業概要でございますが、予算額は1,000万円、財源は全て宮崎県環境保全基金でありまして、事業期間は平成25年度から平成26年度の2年間で、各海岸管理者において海岸漂着物の回収処理を行うものであります。

3の事業効果にありますように、これにより、海岸の良好な景観及び環境の保全を図ることができ、あわせて県民の快適な利用に供される空間を確保できるところでございます。

河川課は、以上でございます。

○**永田港湾課長** 港湾課でございます。当課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の67ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3

列目、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして89億5,625万3,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。69ページをお開きください。

上から5行目、(事項) 港湾海岸保全事業費の説明欄、1の新規事業「海岸漂着物地域対策推進事業」の1,000万円でございます。事業の内容としましては、先ほど河川課長のほうから説明のありました事業と同様でありまして、港湾課が所管する海岸に係る漂着物の回収及び処理を行う経費でございます。

港湾課は、以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

最初に、議案について質疑はありませんでしょうか。

○西村委員 今、2ページの説明をしていただいたんですけど、これ、海岸管理者っていうのは、下にあります土木事務所でありますとか港湾事務所であると思うんですが、この方が、回収及び処理を行うっていうことは、いろんな団体に発注をされて、その方が掃除をされるのか。もしくは、ある程度、いろんな協力者が集めてくれたごみを処分するために使う費用なのかを、まず第一点、教えていただきたい。

一緒に聞きますけども、こういう推進事業を導入するに当たって、今まで以上に海岸とか人が集まりやすいところの、いわゆる美化に対して、いろんな角度で縛っていかなければ、今度、永久にそのごみを美化していくことはできないと思います。海で遊んだりする人がそのままごみを捨てていくような環境をつくってはいかないんですが、それに対する、例えばパトロールでありますとか、啓発活動でありますとか、そういうものには使用できないのか。

2点、お伺いします。

○東河川課長 事業に実施の方法でございますけど、基本的には、業者さんのほうへの委託等を考えてございます。そちらのほうで回収処分をしていただくということになるかと思いません。

ただ、やり方によっては、地域の方々が一緒に行くということも一つの方法ではございますけども、いろいろな細かい制度上の制約等もございまして、そちらについては、所管されます環境森林部のほうとも十分協議をしながら進めてまいりたいと思っています。

それと、これによって推進することによるいろんな今後の課題等もあると思います。確かに、パトロールとか啓発ということが必要かと思えますけども、3ページのほうの一番下の欄で御説明した発生抑制対策ということで、循環社会推進課のほうが行うもの、これにつきましては、基本的にそういう啓発活動を行うというふうにお伺いしております。

また、一方、河川課のほうで所管してまして、ことしの事業の中でも、次代へつなごう魅力ある川・海づくり事業がございまして、そちらでも海岸の美化に関していろんな取り組みはやっていくということで考えておまして、そういう啓発活動も含めながら、しっかり海岸の環境の推進に努めてまいりたいというふうにご覧しております。

○西村委員 考え方って、こういう予算がつくことっていうのは非常にありがたいことではあると思うんです。

逆に、今まで、例えば、サーファーの人たちが月に一回集まってやってきたビーチクリーン、いわゆる、ボランティア、手弁当でやってきた部分、もしくは、地域住民が、自発的に、海岸を守る会とか松林を守る会とかいうことでやっ

てきた部分っていう、いわゆる自分たちが何とかしてやっていこうっていうことで、お金をもらえずにやってきた活動と、片や、大変だからといって業者にお金を払って委託してしまう事業が、目的、目標は一緒なんです。片や、お金をもらった人が動くのと、片や、自発的に動くので、非常に、私は、こういう予算があるばかりに、もう、もらわなかったらやらないとか、もらえるときにならないと動かないっていったことが、逆に出てきかねないなと思ってるんです。そういうことは、想定にないんでしょうか。

○東河川課長 サーフィンをされてる方々も、そういう形でやられてるということで、自発的にやっていただいているボランティア活動の皆さん方の活動は非常にありがたいと思ってます。

先ほど、ちょっとお話しました次代へつなごう魅力ある川・海づくり事業ということで、今年度改善事業ということで上げております。その中で、「クリーンアップ大作戦、宮崎の川・海をきれいにしたい支援事業」というのがございまして、そちらのほうではボランティア活動される方に、軍手とかごみ袋であるとか、そういうものを支援的なものを行ったりしているところでございます。

こういう事業があるということで、皆様にもいろいろ御周知しながら、そういう活動をされる方には、できるだけ、やれるべきところの支援はしてまいりたいと思えますし、基本的に、この次代へつなごう魅力ある川・海づくり事業というそのものについても、いろんなシンポジウム等通しながら、そういう愛護の気持ちを持っていただくとか、そういう形も進めてまいりたいと思ってます。

各業者さんに発注する場合の予算であるとか、またこういう支援するための事業であるとかを

うまく組み合わせながら、県民皆さんが川や海について環境をよくするということを理解していただくということで、できるだけ、関係する市町村も含めてですけども、いろんな形の団体も含めて一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○河野委員 西村委員とダブるかもしれないんですけど、背景・目的の中の、台風等で発生するというこの「等」の考え方、これをちょっと確認したいと思えます。

○東河川課長 台風による波であるとか、通常の波でもございますけれども、そういうことで、海岸のほうに漂着するものということで、台風に限らずいろんな形の波浪がございます。また、場合によっては、日本海側では外国からのごみが漂着するというお話もあったり、そういうものも全て想定された上での台風等という意味というふうに御理解いただければと思えます。

○河野委員 ということは、定期的なものではなく、例えば台風後とか、何か、災害後とか、そういう考え方で考えてよろしいんでしょうか。

○東河川課長 基本的には、そういう状況が発生したときに対応するというふうに考えていただきたいと思えます。

○中野委員 回収処理に5,300万の費用を用意するわけですが、ここに、2ないし3ページに、この回収するごみの写真があり、回収ということはわかりますが、処理ということは、いかなる処理をされるのかをお尋ねしたいと思えます。

○東河川課長 一般的には、これは一般廃棄物という形になりますので、例えば、市町村が持っている処分場へ持っていくとかというような形の処理を行うということでございます。

○中野委員 一般廃棄物ということで、処理場で焼却するということですか。

○東河川課長 そうでございます。

○中野委員 5,300万のうちに処理の費用はどのぐらいかかるんですか。

○東河川課長 ちょっと詳細まで詰めてはございません。

今回、私どもの課のほうで1,000万ということで行ってます部分につきましては、過去の使った費用の総額で予算措置してます。その件については、ちょっと、今、持ち合せた資料がございませんので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○中野委員 いわゆる、この一般廃棄物として各処理場で処理するというのですが、我々が、震災瓦れきを受け入れて、それを焼却してくれということでした。そのとき、いろいろ受け入れられない理由の中に、その震災瓦れきは、海の津波で、いわゆる塩分を含んでいるから、非常に、処理ができないというようなこともあったように記憶をいたしておるんです。

これは、見るからに塩分を含んだごみだと思えます。一般廃棄物処理としては、何か、障害、弊害というものがあるんでしょうか。

○永田港湾課長 海岸から流れ着いた流木等の場合は、議員おっしゃるように、塩分等がありますので、なかなかそのまま燃やすのは難しいということがありますが、市町村の処理場で燃やせば、心配されるダイオキシンとかの発生もなくなるというふうに伺っておるところです。

○中野委員 これ、塩分とダイオキシンとの問題は、ちょっとイメージが悪かったですが、一旦、塩水にかかったものだから、海岸に打ち寄せられたごみだと思えます。恐らく、あの反対する理由の中に、震災瓦れきを受け入れられないのは、焼却する窯に塩分が付着するかどうかするからというような意味だったと思うんで

す。こっちのほうが、より、以上に塩分を含んでいるような気がするんだけど、何も障害はないんでしょうか。あの反対理由の一つは何だったんだろうかと思うんですが……

直接、担当でないからおわかりでないかもしれませんが、これはよくて、あっちのほうはいけなかったという、それがちょっと不思議なんです。何か、これで、だから受け入れの拒否というところはないんですか。

○永田港湾課長 海岸漂着物の問題につきましては、平成16年、17年に台風等で海岸に大量の漂着物がございまして、その処理をどうするかということで関係課集まりして、そのときに、当然、市町村と一緒に処理を考えたんです。その中では、市町村によっては、処理場のほうで、そういうものについても処理ができるというふうに伺ってるところでありましたが、申しわけございません、その震災瓦れきの件については、私のほうでは、ちょっと理由等はわからないところです。

○中野委員 そういう横の連携をとって、あの震災瓦れきのほうが影響を受けるのに、これが影響を受けないということではなかろうと思えます。一般廃棄物の処理場で、何か障害が出るんじゃないかなという気がしてなりません。そういう、関係課とも連携をとって、いろいろとそういうことがないようにしていただきたいと思えます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、次に報告事項に関する説明をお願いします。

○郡司管理課長 管理課でございます。平成24年度からの繰越明許費の確定につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御

報告をいたします。

委員会資料の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

この4ページから7ページにかけまして、会計区分ごと、各課ごと、事業ごとに記載しておりますが、資料を横にさせていただきまして、6ページ一番下の枠内をごらんいただきたいと思ひます。

一般会計の繰越明許費の確定額は、一般会計合計の中ほどの繰越額の欄に記載してありますように370億388万2,000円でございます。繰り越しの理由につきましては各事業ごとに主な理由を記載しておりますが、国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係や工法の検討に日時を要したこと等により工期が不足したものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思ひます。

上の段が、公共用地取得事業特別会計の繰越明許費でございます。繰り越し確定額は4,279万5,953円でございます。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したことによるものでございます。

次に、中段は、港湾整備事業特別会計の繰越明許費でございます。繰り越し確定額は2億4,340万でございます。繰り越しの理由は、関連工事との工程調整に日時を要したことによるものでございます。

最後に、一番下の段をごらんいただきたいと思ひます。部の合計でございます。一般会計と特別会計合わせました県土整備部の繰り越し確定額の合計は、372億9,007万7,953円となっております。

繰り越し確定額の報告につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の8ページをお開きいただきたいと思ひます。

損害賠償額を定めたことにつきまして御報告をいたします。

県有車両による交通事故の損害賠償でございます。職員が運転する県有車両が、相手方が所有する店舗の壁面に接触したことによるものでございます。損害賠償額は8万4,000円でございます。全額、加入保険により支払われているところでございます。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでございますが、今後とも機会あるごとに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は、以上でございます。

○坂元道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の9ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして御報告をいたします。

今回の報告は、県道財部庄内安久線の冠水事故以下、物損事故が3件でございます。

事故内容別の内訳は、冠水事故が1件、穴ぼこ事故が1件、落石事故が1件です。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

損害賠償額の範囲でございますが、5万749円から23万8,323円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○永田港湾課長 港湾課でございます。損害賠償を定めたことについて御報告いたします。

「資料」の10ページをお開きください。

今回の報告の内容につきましては、細島港臨港道路竹島線に設置しております通行規制用ゲートの固定が不十分であったことから、強風で突然ゲートが閉まり、通りかかった車両に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償金は、県が加入している保険から支払われております。

説明は以上であります。今後、同様の事故が発生しないように港湾施設等の点検を十分に、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○**森山建築住宅課長** 建築住宅課であります。

委員会資料の11ページをごらんください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の管理につきましては、入居の公平性の観点から管理の適正化、厳格化に努めているところであります。特に、家賃の長期滞納者等で誠意が見られない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところでございます。今回は、高額所得者と家賃滞納者に対する明け渡し請求及び家賃等請求の訴えの提起、明け渡し等請求事件における和解について御報告いたします。

まず、表の一番上の入居者でございます。これは、高額所得者でありまして、公営住宅法施行令に規定する金額を超える高額収入がありますことから住宅の明け渡し義務がありまして、再三、明け渡し指導を行ってまいりましたが、退去の意思が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第1項の規定に基づき住宅の明け渡し請求を行いました。

しかしながら、期限までに住宅を明け渡さないことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

次に、表の2番目の入居者でございますが、これは県営住宅の家賃を長期間滞納してまいりましたが、これまで再三にわたり納付指導を行ってまいりましたが、支払いに対する誠意が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき住宅の明け渡し請求を行いました。しかし、住宅を明け渡さないこと及び滞納解消が見込めないことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

そして、表の3番目以降の6名でございますが、家賃を長期間滞納してまいりましたので明け渡し請求を行いましたところ、滞納している家賃を分割納付する旨の申し出がありまして、やむを得ないものとして和解を行うものであります。

表の右端に専決年月日を記載しております。いずれも平成25年4月23日でございます。

建築住宅課は、以上であります。

○**黒木委員長** 執行部の説明が終わりました。

報告事項について質疑はありませんか。

○**中野委員** この明け渡しの提起、和解ですが、これは提起をしたというのは、今、ちゃんと訴えて、これから係争になると思うんですが、この和解というのは、提起をしようとしたら、同日付で和解に応じて係争までは至らなかったと理解すればいいんですか。

○**森山建築住宅課長** 和解の日付は一緒ではないんですが、明け渡しの請求をしました後に、分割納入をするということで、6名の方につきまして和解をしてございます。

○**中野委員** それはわかりました。

一番上のこの高額所得者明け渡しというのは、収入が高くなったから、住宅のこの関連条例で住めなくなったので出てくださいという意味ですがね。

○森山建築住宅課長 そうでございます。

○中野委員 その金額というのは、幾らからなんですか。出てもらうのは、明け渡してもらうのは。

○森山建築住宅課長 政令月収で、39万7,000円でございます。

○中野委員 そういう人は、年に何人ぐらい発生するものでしょうか。

○森山建築住宅課長 濟いません。少々、お時間ください。

○中野委員 継続で質問しますが、明け渡しのこの請求の訴えをしたのが、初めて聞いたんですが、1件ですよ。ほかは、了解して、みんな過去も含めて、指示に従って出ていかれているんだと思うんですが、そういうことなんですか。

○森山建築住宅課長 まず、先ほどの御質問がありましたほうからお答えいたします。

高額所得者の明け渡し指導でございますけども、例えば平成24年度であれば、3名が出てきておりまして、退去が1名、そして収入が減ったということで認定取り消しが1名、そして現在入居中、今回提訴する分ですが、1名ということになっております。

○黒木委員長 中野委員、もう一度、次の質問ですが。

○中野委員 総合的にまた言い直します。平成24年度で、1年間に3件発生したということですね。1人は、そのうち、収入が減った、1人は出ていった、1人は出ていかなかったので提訴したということですか。

○森山建築住宅課長 24年度につきましては、今おっしゃったように3名発生して、退去が1名、認定取り消しが1名、そして入居中が1名でございます。

○中野委員 その月収というのは、契約してる1人、本人だけなんですか。そこに住んでいる家族合わせた収入ということになるんですか。

○森山建築住宅課長 同居者の収入の合計で算定しております。

○中野委員 今、そういう人がわずか3名ぐらいなものでしょうか。ちゃんと、それを実証する書類というのは、住宅料を決めるときに、毎年、何か、チェックをするシステムになっているわけですか。何か、年度、何年か置きに見られるんですか。

○森山建築住宅課長 家賃の算定におきましては、前年度に収入申告書というのをしていたきまして、毎年、収入の報告をしていただきます。添付書類としまして所得証明書などをつけていただきまして、それをもとに翌年度の家賃を算定し、2月ぐらいには入居者の方に通知するという形をとっております。

○中野委員 24年度は3名が上がってきて、いろいろされたという話でした。毎年、大体、平均どのくらいの人が、こういう、明け渡さざるを得ないような高額所得者になれるものでしょうか、平均的でいいんですが。

○森山建築住宅課長 大体、ここ七、八年ぐらいで見ますと、平均六、七名ぐらいでございます。

○中野委員 そうですか。それで、応じなかった、提訴したというのは、これが初めてということでしょうか。過去も訴えられて、判決をもらって、恐らく強制執行か何かされて出ていか

れたと思うのですが。そういう経過もあるんでしょうか。

○森山建築住宅課長 高額所得者に対する提訴は、今回が初めてでございます。

○中野委員 だから、素直に、やっぱり指示に従って出ていかれたということですね。

○森山建築住宅課長 今までの方は、出ていかれたり、あと収入がちょっと下がったりということになってございます。

○押川委員 10ページの損害賠償でありますけども、この安全施設不全ということは、県の施設の安全施設が何らかの形で車にぶつかって損害を発生したということになるんですか。場所と、どういう状況がちょっと教えてください。

○永田港湾課長 これは、細島港の白浜地区というところがございまして、ここの臨港道路が、今の耐震岸壁——15号岸壁とか17号岸壁、今、国が整備してる岸壁があるんですが——に至る道路になっており、ここに、台風とかのときに閉めるようにゲートがございまして。そこが、通常はあいた状態になっておりました。それが、固定が十分でなかったということで、4月6日の早朝に、突風にあおられてゲートが動きまして、車両の後部のドアとかボディーとかを損害を与えた事故になっております。

○押川委員 これは、自動じゃなくて、どなたかが管理されて、固定する、そういう鍵がある安全施設ということですか。

○永田港湾課長 港湾管理者のほうで——北部港湾事務所になりますが——管理しているゲートでございます。

○押川委員 この車種をちょっと教えてください。

○永田港湾課長 車種は、普通の商用車、バンタイプでございます。

○押川委員 じゃ、後部に当たって、その修理が60万3,000円というぐらいでいいんでしょうか。それとも、営業であれば、その営業ができない分の補償というものも、これは入ってるんでしょうか。

○永田港湾課長 車両に対する損害賠償になっております。

○押川委員 ありがとうございます。こういうのっていうのは、めったにはないですね。

○永田港湾課長 めったにあつてはいけないことだと思っております。

○押川委員 できるだけ、こういう、保険で払えばいいというような安易なものになってくるといけませんので、やっぱり、管理者が、しっかり、そこらあたりを、再度、職員の皆さん方にも、またいろいろお話をさせていただければと思っております。

○中野委員 余り、この損害賠償のことには質問しないと思ったんですが、隣が質問しましたので、不解に思っているところを、わからんところを聞きたいんです。

8ページ、金額が小さいので、言いたくはないけど、どうも意味がわからんのです。県有車両による交通事故ということで、加害者側の車ということで理解していいんですね。それで、相手の人は、オートサイクルの代表社長で、8万4,000円の損害を与えたということですね。たまたま、このオートサイクルだから、オートバイか何かの修理か販売店かの会社でしょう。その商品か、たまたまその所有している車に当たったということなんですか。

○郡司管理課長 ちょっと、済いません。かなり、中身がわかりづらい資料で申しわけございません。

これは、土木事務所の車両が工事現場に向か

う途中、工事現場に進入するために方向転換を行ったんですが、その際に、店舗の壁面、壁に車をぶつけたということでございまして、外壁の修理代でございます。

○中野委員 たまたま、その店舗が、オートバイ屋さんであったちゆうことですね。

○郡司管理課長 はい、さようでございます。たまたま、オートバイ屋さんであったということでございます。

○中野委員 何か、理解し難いあれやったなと思って聞きました。わかりました。

○河野委員 個別の案件かもしれないんですが、先ほどの県営住宅の件で、入居者は、家賃以外に管理料というのが発生すると思うんです。共有の光熱関係とか、ここら辺どうなんですか。

○森山建築住宅課長 共益費というのがありますが、それは、県のほうではいただいております。入居者のほうで払っていただいております。

○河野委員 県営住宅の区長さんから、よく相談を受けることが、この家賃滞納の入居者が、この管理料、先ほどの共益費ですか、これもやはり滞納されてて——県は、結構強めに、先ほどのような退去とかそういうことが、指導とかできるんですけど、この共益費に当たっては、区長さんが、やっぱり、相当苦労されてる部分があるんです。それに、県が、指導を含めてかわるっていうことはできないんでしょうか。

○森山建築住宅課長 共益費の滞納で区長さんが苦労していらっしゃるということで、これにつきましては、私どものほうからも入居者に対して、お願いレベルではございますが、地元にご協力するようというので、入居者のほうに通知といいますか、申し上げたいというふうを考えております。

○河野委員 ほんと——言葉が、もしかしたら申しわけないんですけど——悪質っていうか、そういう事案も見受けられるようです。やはり、会計の方とか区長さんが大変御苦労されてる実態を幾つかつかんでますので、県のほうからもぜひお願いしたいと思います。

○黒木委員長 ほかにありませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、次に、その他の報告事項に関する説明をお願いします。

○郡司管理課長 管理課でございます。

委員会資料の13ページをお開きいただきましたと思います。

建設工事における指名競争入札の試行について(案)でございます。

1の目的についてでございます。災害対応力強化の観点から、地域の建設業者の育成を図り、透明かつ効率的・合理的な競争環境のあり方について検討するため、指名競争入札を試行するものでございます。

次に、2の試行期間につきましては、7月中に試行を始めまして、本年度末まで実施する予定としております。ただし、工事の種類ごとに指名業者の選定基準を作成する必要がありますので、準備が整ったものから試行を開始することといたしております。

次に、3の試行対象及び件数についてでございます。

(1)の対象につきましては、予定価格250万以上3,000万未満の建設工事の約8割を占めます4種類の工事としたいと考えております。対象とする工事は、①土木一式工事、②とび・土工・コンクリート工事、③舗装工事、④建築一式工事でございます。ただし、②のとび・土工・コンクリート工事につきましては、一つの工事

の種類の中に多様な工事が存在しておりますので、その中でも施工件数の多いのり面工事等を対象に検討したいと考えているところでございます。なお、試行につきましては、建設工事の約半数を占めます土木一式工事から開始することとしております。

次に、(2)の件数についてでございます。試行開始後に発注する予定価格250万以上3,000万未満の試行対象となる建設工事のおおむね3割程度を確保したいと考えているところでございます。

次に、(3)の対象工事の選定につきましては、各発注機関管内の対象工事箇所の分散を図りますとともに、道路事業や河川事業等の事業内容につきましても特定の事業に偏在しないよう留意してまいりたいと考えております。なお、災害工事につきましては、試行の趣旨を踏まえまして、試行実施件数の積極的な確保を図っていくこととしております。

次に、4の指名業者数についてでございます。予定価格250万以上3,000万未満の条件付一般競争入札の平均応札者数や九州各県の指名業者数等を考慮いたしまして、10社以上としたいと考えております。なお、指名業者の選定に当たっては、現在、条件付一般競争入札において設定しております地域要件に該当する企業の中から指名業者の選定基準に基づき決定することとしております。

また、資料にはございませんけれども、選定された指名業者と予定価格の公表時期につきましては、現在の取り扱いと同様に事後公表とさせていただきますと考えているところでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

次に、5の指名業者の選定基準についてでござ

います。

災害対応力の強化の観点から地域の建設業者の育成を図るため、①から⑭の評価項目を設定することを基本としまして、透明性を確保するため評価項目の内容や評価方法を公表してまいります。また、指名業者の選定に当たっては、公正性・客観性を確保するため、客観的なデータを用いて評価し、各項目の評価を合計した数値の高いものから順に指名してまいります。

評価項目及び評価方法につきましては、15ページの別紙1で御説明をさせていただきます。

まず、15ページでございますが。

まず、1の評価方法についてでございます。選定の対象となります建設業者ごとに2の評価項目に記載しております①から⑭までの各評価項目の評価を集計しまして、その合計点の高い順に順位づけをいたします。なお、順位が同順位の場合につきましては、①から⑭までの評価項目の中から項目を選んで再評価をし、順位を決定した上で、上位の業者から既定した指名業者数を選定いたします。

次に、2の評価項目についてでございます。資料には記載しておりませんが、平時において県内各地の建設業者に技術者や建設機械などが確保されていることなどによって、災害時の迅速かつ円滑な施工につながるものと考えております。工事現場に近い企業が応札できる機会が確保されていること、平時において災害に対応できる体制を確保しておくこと、工事の品質を確保することができること、建設業者育成の観点から応札や受注の機会の確保を図ることなどが重要でございますので、それぞれの評価項目について、ただいま申し上げました観点ごとに御説明をさせていただきます。

評価項目につけました番号順にはなりません

けども、御容赦いただきたいと思えます。

まず、県内各地で発注される工事を現場に近い企業が受注することで、地域の企業の育成が図られると考えられますことから、工事現場との位置関係といたしまして、②の地域特性、③の現場までの距離を評価してまいります。

次に、平時において災害に対応できる体制が確保されている場合、迅速な対応は可能となりますので、⑥の雇用をしている技術者の評価、⑧の防災協定への加入、⑨の建設機械の保有を評価してまいります。

次に、技術力が高く優良な建設業者を選定することが工事の品質確保につながりますので、①の完成工事高の評価、⑦の専門性の評価、⑩の工事成績、⑪の施工実績、⑫の社会貢献を評価してまいります。

次に、応札や受注機会の平等性を確保することで、地域の建設業者の育成につながるという観点から、④の県工事受注状況、⑤の県工事指名状況を評価してまいります。

最後に、応札の意欲と実績という形で、⑬の県工事への参加意欲と⑭の入札参加実績を評価してまいりたいと考えております。

以上の14種類の評価項目を客観的データを用いて評価し、指名業者の選定を行うこととしております。

次に、指名業者を選定する際のイメージを17ページのA3版の資料で御説明さしていただきたいと思えます。

左から2列目に、等級区分や地域要件を満たす建設業者が並んでおりまして、一番上の業の左から右に、①から⑭の評価項目が並び、その右側に総計、同順位の判定、最終順位が表示されております。したがって、建設業者名の行を横に見ていただきますと、各項目別の評価

が並んでおりまして、右から4列目に合計点、右から2列目に最終順位が表示されております。この網かけ部分の数値が10位以内である建設業者を指名業者として選定するというイメージでございます。

続きまして、6の検証項目についてでございます。

14ページに戻っていただきたいと思えます。

試行期間中に実施した建設工事につきまして、14の項目につきまして入札方式ごとに比較検証し、受注者等へのアンケートも行いまして総合的に評価することとしております。この14の項目の中でも下線を引いた項目、④の入札手続期間、⑥の不調・不落・辞退の状況、⑦の工事現場に近接する企業の受注状況、⑩の入札に参加しながら受注できていない企業の状況、こういったものにつきましては、地域の建設業者の育成を通じた災害対応力の強化に資する項目として着目し、詳しく分析してまいりたいと考えております。なお、検証項目につきましては、現時点で想定してる項目でございますので、試行期間中において試行の状況等考慮し、見直す場合もあろうかと考えてるところでございます。

続きまして、19ページの別紙2をごらんいただきたいと思えます。

こちらでは、検証項目と検証結果の評価方法等について記載しております。

中ほどでございますが、価格競争方式、総合評価落札方式、指名競争入札方式とありまして、それぞれの評価項目ごとの数値を記載していく方式を考えております。また、14ページで下線が引いてあった項目につきましては、網かけで表示しているところでございます。

14ページへお戻りいただきますでしょうか。

最後に、7の今後の進め方についてござい

ます。

(1)の試行案の決定につきましては、今回の常任委員会の皆様の御意見を踏まえた上で、入札契約監視委員会における調査・審議を経た後に、副知事を委員長とし、関係部局長で構成いたします入札手続等改善検討委員会におきまして月内に決定してまいりたいと考えてるところでございます。

次に、(2)の土木一式以外の対象工事の試行開始時期についてでございますけれども、条件付一般競争入札との比較・検証に必要な件数を確保するために、9月末を目途として試行を開始したいと考えているところでございます。

最後に、(3)の検証結果及び26年度以降の方針の公表についてでございます。今年度に試行結果を分析し、検証結果及び来年度以降の方針につきまして、2月議会において報告をさしていただき、決定してまいりたいと考えてるところでございます。

説明は、以上でございます。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。道路建設課からは、その他の報告事項としまして2点ございます。

お手元の委員会資料の20ページをお開きください。

1点目は、都城志布志道路の県境区間の新規事業化についてであります。

平成25年度の国の予算において、唯一の未事業化区間となっておりました宮崎県と鹿児島県の県境に位置する宮崎県側の「金御岳工区」と鹿児島県側の「末吉道路」の新規事業化が認められたところであります。

図をごらんください。都城志布志道路は、上側の宮崎自動車道の都城インターチェンジから下側の志布志港を直結する約40キロメートルの

地域高規格道路であります。このうち中ほどに赤色で着色しております区間が、今回新規事業化された区間となります。この新規事業化によりまして、都城志布志道路全線の早期完成に向け大きく前進することとなりました。

県としましては、今後とも国や鹿児島県、地元自治体、関係団体等と連携しながら、早期の全線開通に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、委員会資料の21ページをお開きください。

2点目は、スマートインターチェンジの整備についてであります。

県内3カ所で設置に向けた取り組みが進められていましたスマートインターチェンジにつきましては、今年11日に国土交通大臣より連結許可をいただいたところであります。

委員会資料の22ページに各スマートインターチェンジの位置を、また23ページに手続の流れを記載しておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。

委員会資料の21ページにお戻りください。

(1)に県内のスマートインターチェンジの概要を記載しております。

まず、都城市の山之口サービスエリアスマートインターチェンジにつきましては、概算費用が約12億円で、完成予定が平成28年度のサービスエリア接続型のフルインターでございます。

次に、門川町の門川南スマートインターチェンジにつきましては、概算費用が約20億円、完成予定が平成28年度で、本線直結型のーフインターとなっております。

最後に、国富町の国富スマートインターチェンジにつきましては、概算費用が約29億円、完成予定が平成31年度で、本線直結型のフルイン

ターとして計画をしてるところでございます。

なお、概算費用、完成予定につきましては、今後、測量や設計などを行い、詳細な検討を実施することとしております。

(2)に今後の流れを記載しております。今後は、設計・調査、用地取得、工事などを順次進めていくこととなります。

県といたしましては、西日本高速道路株式会社や地元自治体と密に連携を図りながら、一日も早い完成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

道路建設課は、以上でございます。

○坂元道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料は、最後の24ページをお開きください。

道路異状箇所の情報提供に関する協定を日本郵便株式会社と締結することについて御説明いたします。

まず、1の協定の趣旨でございます。道路上に落石や倒木等の異状箇所が発生した場合は、重大事故につながる可能性があることから、道路上の異状箇所による事故発生を未然に防止するため、日本郵便株式会社と県との間で郵便局職員が道路を通行するときに気づいた異状箇所に係る方法提供に関する協定を締結するものであります。

協定の相手方は、2の(1)に記載してありますとおり、県内の6郵便局長でございます。協定の内容につきましては、(2)に記載しておりますとおり、郵便局職員が道路の異状箇所を発見したときは、異状箇所の発見の日時、位置及びその状況を連絡していただく内容でございます。

次に、協定のメリットについてでございますが、道路上の異状箇所に関する情報をいち早く

収集し、迅速な対応を行うことをもって事故の発生を未然に防止することが可能となるものでございます。

協定調印式につきましては、4に記載しておりますとおり、平成25年6月28日に知事と宮崎中央郵便局長出席により行う予定にしております。

説明は、以上であります。

○直原高速道対策局長 別途配付しております「高速道路の最近の動きについて」という資料をごらんください。その名のとおり、最近の動きをお知らせするものでございます。

まず、ピンクの四角で囲ってます、3つございますが、これは開通の時期についてのお話になります。

まず、1つ目、一番上の北浦須美江間でございますが、こちら、今まで28年度と言われていた供用年度が2年前倒しになり、平成26年度となりました。続きまして、日向都農間ですが、こちらは今年度の開通予定ということでございます。また、もう一つ下の北郷日南間ですが、これは今まで開通年度の明示がなかったのですが、この区間、平成29年度の見込みということで新たに明示がされるようになりました。

続いて、黄色の四角が3つございます。こちらは、主に調査それと工事着手ということでございます。

まず、1つ目は、左側の高千穂蘇陽間でございますが、こちらにつきましては、今年度から新たに調査費が計上されまして、概略ルートや構造の検討を行う調査が今年度から始まります。続いて、高千穂日之影間ですが、こちら今まで調査をしておりましたが、今年度から改良工事・トンネル工事に着手するというところでございます。

また、下のほうにございますが、日南志布志間です。こちらにつきましては、調査は昨年から行っておるんですが、今回、5月29日に九州地方小委員会が開催されまして、事業化に向けた一歩が踏み出されたというところがございます。

私からは、以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。

その他報告事項に関して質疑をお願いします。

○中野委員 20ページの都城志布志道路です。これで全てが整備区間になったと思うんですが、全線開通は、大体いつごろのめどなんでしょうか。

○大坪道路建設課長 今、委員がおっしゃられたとおり、これで全線、全区間の事業化がされたということがございます。事業者としましては国土交通省、この図面にも書いておりますように、一番、都城の上側、北側が国土交通省、その南側が宮崎県、そして鹿児島県と、三者が施工を進めております。

完成年度ということがございますが、まだ用地取得に入っていないとか、調査がまだ進んでないということもございまして、国土交通省におかれましても、まだ完成予定を公表はしておりません。

宮崎県につきましては、今、取り組んでおりますのが、梅北工区と今回の金御岳工区ということがございますが、梅北工区につきましては、一応、平成29年度完成を目指して取り組んでおります。金御岳工区につきましては、先ほど言いましたように、新規で事業化ということで、まだ今から調査・設計ということがございます。用地取得の状況とか、埋蔵文化財の調査等もございまして、そのあたりで見通しがついた段階で完成予定時期を示していきたいというふう

に思っております。

なお、鹿児島県につきましても完成年度については、まだ未公表ということをお聞きしております。

以上でございます。

○中野委員 開通見込みの公表がないのに前倒しということは考えられないわけですがけれども、一年でも早く全線が開通するように、国に、いろんな機会で申し入れをしていただくようお願いしたいと思います。

建設工事に係る指名競争入札の試行についてお尋ねしたいと思います。

公共事業が大幅に少なくなったり、一般競争入札を実施されて約6年になると思うんですが、そういうことから、かなりの数の建設業者が、倒産ないし廃業せざるを得なくなったというのは、これはもう事実であります。

そういう中で、幸いに、市町村単位では、その建設業者がいないところは宮崎県はないと思うんです。昔の市町村単位とか、もっと小さな地域ごとには、おられた建設業者もいなくなったという事例が、我がえびの市もあるわけですから、そういうことがないようにということで、災害対応力の強化という観点から、今回、建設業者を育成しようということで——今のところは試行ですが——こういう取り組みを本年度から開始されたということは、大変、私は高く評価すべきことだと、このように思います。

それで、お尋ねしたいわけですが、この選定基準の中に社会貢献というのがあります。つまり、災害が起きた場合には——この前も一般質問の中の誰かの答弁にありましたが、南海トラフも想定されてるわけですので、まずは自助だ、それと共助だ、公助だという答弁でありました。

自助、共助という中で、特に共助という中で、

私も何回となく消防団も経験し、地域に住んでるわけですから、建設業者をお願いしていろんなことで助けをもらって、重機を出してもらったり、オペレーターで出てもらったりして、いろいろとやる、助かってきたと。その分だけ建設業者が社会貢献をされてきているわけです。

今回もこの中に社会貢献ということで、ボランティアあるいは消防団ということで掲げてあります。企業の地域貢献の実績という項目もあって、これも高く評価されていくんだらうと思うんですけども、その地域貢献の実績の捉え方、その辺を具体的にはどういう捉え方をされるものかをお尋ねしたいと思います。

○郡司管理課長 資料でいいますと、15ページの⑫の社会貢献の項目のお尋ねかと思いますが、これにつきましては、例示としては、ボランティア、消防等と書いてございます。ボランティア、消防団活動はもちろんのことながら、例えば県の発注する緊急施工について協力をしていただいたとか、あるいは防災協定を加入していただいている——これは、県の建設業協会以外にも地域の商工会に加入されて、防災協定に加入されてる企業もございます。そういった防災協定。それから、例えば道路パトロールについて積極的に取り組んでいただいている企業。こういった形を、やっぱり地域活動に一生懸命貢献されてる企業ということで評価していきたいということで、入れさしていただいた項目でございます。

○中野委員 そういうことも当然だと思います。緊急的に施工に協力したとか、防災協定とか、いろんなことにやれるということは、当局のほうで把握されるわけですが、実際は、地域で隠れてる部分、さっきもちょっと言いました、ちょっとしたことで道路が冠水したり、小規模な河川が壊れたり、いろんな形で、もう地域の

住民として一生懸命手伝いというか、率先して協力をされます。そういうものは、市も把握をしない、我々地元の者だけが知っていることで、しかし、大変、我々は助かっていることなんです。そういうことを、正直言って、率先する業者もおれば、なかなか協力的でない方も中におられるわけです。

協定を、緊急施工の協定でしたか、防災協定、そういうものを結んでおっても、実際、実務的に手伝いとかされるところとの差、その辺をきちんと把握してもらって、そういうこともこの地域貢献ということで、ぜひ、何か、捉えられるようなシステムをつくって評価の中に入れてほしい。そのことが、今回スタートをする事業の最大なる目的だと。いわゆる、地域の建設業者がいなくなったら大変なことです。ましてや、防災のときの対応能力が低下するわけですから、それを強化しようということの業者育成だと思います。ぜひ、そのこと等も細かくチェックをしていただいて、評価をしていただくようなことを、このボランティア、消防団、プラスアルファの中で加味していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○郡司管理課長 中野委員のおっしゃったことにつきましては、建設業協会との意見交換の中でも、やはり防災協定に加入はしてるんですが、一生懸命やっていただける企業さんと、なかなか動いてくれない企業さんとあるということで、こういったものについても、今後の課題として、何らかの形で評価できるようなシステムをつくっていただきたいという御意見等もいただきました。

これにつきましては、現段階では、指名競争入札をやるためには、とりあえずシステム化ということで、評価項目をかなり絞らせていただ

いておりますので、委員の御意見につきまして、今後、また検討させていただきたいと考えているところでございます。

○中野委員 なぜかというところ、この防災協定それから市町村単位の防災協定等も言われましたが、いわゆる大きな建設業者とっては語弊があるかもしれませんが、そういうところは、県の建設協会にも入って、協定もきちんと結んで、皆さんの目について評価されるんです。ところが、小さな業者が——県の仕事をあんまりすることはないかもしれませんが、今回は250万以上ということでありますから——250万そこそこの仕事はできるというのもあると思うんです。

そういうところが、なかなか、協定も結びづらいと、結びつくような、いわゆる県の協会にも入ってないわけですから、そういうことで蚊帳の外に置かれる可能性もあります。そういうところを、何か、把握していただくようによろしく願いしておきたいと思っております。

これは、もう要望で結構です。

○西村委員 今の入札制度の関連で、事前に丁寧な説明をいただいたもんですから、その内容については把握しているつもりなんですけれども、やっぱ、最後に一点気にかかります。

先ほど挙げた14項目を点数化をして、その地域において、企業、その入札において10社程度を選んでいくという話は理解をしてるんです。

その中で、現場までの距離とかいろいろ項目はありました。それを、どれに何点つけて、いわゆるマックス、上限をつけていって、その中でA、B、Cつけていくかっていうところは、どうしても、これは皆さん方、その担当者の感覚によるものであり、これは、100人が100人、これは公正だと思わないかもしれないし、先ほど中野委員が言われたように、誰が判断するの

かというところなんです。ちゃんとボランティアやってくれた現場を県のそういう方が見てくれたら1点なのか、たまたま誰からも見られなかったらゼロ点なのかっていうところは、非常に気にかかる問題だと思うんです。

最終的に、その14項目の配分、点数を決められるのは、どういった方が、地区ごとに多少変わるのか、もう県で統一したルール一本でやられるのかを、ちょっと今の考えを教えてくださいたいと思っております。

○郡司管理課長 配点の重みづけというので、かなりこの順番は変わってくると思っております。

やはり、ちょっと説明の中で申し上げさせていただきましたように、地域の企業の受注機会をどう確保していくのかというようなこと、あるいは、一生懸命働いてらっしゃる建設業者さんたちが指名されるようなシステムにならないかということで、いろんなシミュレーションをさせていただいております。24年度の工事の発注事例をもとにシミュレーションをさせていただいて、そういったものをベースに重みづけというのは検討していきたいと思っております。

具体的には、やはり公共三部で協議をしながら、最終的には決定をさせていただき、そして、県の組織である入札手続等改善検討委員会、これは副知事がキャップでございますが、そういった中で決めていきたいと考えてるところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。

○井上委員 結局、公平に公正に業者の皆さんのところに仕事が回るようにということを考えておられて、丁寧な、こういう指名競争入札の試行をしていただくわけけれども、品質の均等化、いわゆる工書の品質の確保、それは、どこがどんなふうを考えてやっていかれるので

しょうか。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。管理課と一緒に、この指名についてやっております。技術企画課は指名の選定基準等について検討しているところでございます。

今の御質問に対しましては、14項目のうちの、先ほど管理課長が申し上げましたけど、1番の完成工事高の評価、あるいは10番の工事成績、それと、そのような中で高いものとか成績のいいものとかいうのを評価いたしまして——14項目のうちの一つではございますけど——一応、総合的な評価の中の一つということにしております。

○井上委員 それは、指名業者に入るときの評価でしょう。全体的なっていう意味。工事の標準化っていうか、評価っていうのはどんなふうにするのかって。細かく切るわけやから。

○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

濟いません、私のほうから、少しお答えさせていただきます。

まず、選定基準については先ほどお話したとおりの基準に基づいて、業者さんを選定します。それは、過去のその業者の、例えば工事の実績ですとか、あるいは工事の成績、そういったものも当然加味をしながら、まず選定をいたします。結果的に、そういう業者さんが受注をされたというときに、今度は、現場のほうで、当然、土木事務所の監督員が現場に出向きまして、現場の施行管理等をチェックをいたします。そこで、的確な指導をするということで、現場の品質管理をチェックをする。そういうことで、品質確保をしていきたいというふうに思っております。

○井上委員 説明に来ていただいたときに、業界の方たちとどんなふうに意見交換してるの

かっていう話をさせていただいたら、大体、月一回ぐらいは業界の方たちと意見交換をしているというふうにお聞きしました。結構、密にそういう意見交換を業界としておられるというふうに、それをベースにして考えれば、そういうことについて、業界とは、その確認というのはしっかりとできてると——もう、試行に当たって、それは業界ともしっかりとそこについては認識の一致ができてるというふうに理解しているということですね。

○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

委員おっしゃるとおり、業界のほうも、品質管理というか、品質の確保というのが公共事業にとっては一番大事なことです。それは当然のこととして理解をさせていただいてるというふうに思っています。

その上で、地域の災害対応力の強化という観点から、地域の業者さんの育成、これもあわせて加味をして選定をすると、そういうことでございます。

○井上委員 業界全体をバランスよく上げていくということとかを考えていけば、一方でいえば、仕事がバランスよくないといかんということでもあるわけです。その公共事業の発注のバランス、それはどんなふうに考えていますか。

○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

公共事業につきましては、地区ごとに、多少、発注量の差はございます。その地域の社会基盤整備の状況ですとか、そういうことで差はございます。その地域ごとに発注されたものについて、できるだけその地域の業者さんに入札参加の機会を与えるということで、今回は考えております。

○井上委員 できたら、宮崎の業者の人たちに力をつけていただきたいっていうのは、もう、

これは皆誰もが考えてることで、大きな工事に
なればなるほど、宮崎の県内の業者にもっと技
術力を上げてほしい、頑張ってもらいたいとい
うのは、もう基本的にみんなあると思うんです。

だから、業界の皆さんと意見交換会をしょっ
ちゅうやっておられるのなら、そのあたりのこ
とについても、やっぱり理解をいただい
ておかないといけないと思うんです。公共事業は、バ
ランスよく、全部、全体にあるわけではなかつ
たりするわけだから。だから、そのあたりのこ
とについてもしっかりと業界とも意見交換をし
ていただきたいなというふうに思います。

だから、よく不満が出るのは、あつちが発注
しててとか、同じ業者がいっぱい受注しててと
かって、バランスの悪さをいつも言われるわけ
だから、そのあたりは、やっぱ、この試行に当
たってはしっかりと考えていただきたい。

もちろん、今までのようなことが起こらない
ということも大前提だけれども、一方では、そ
ういうこともしっかりと考えといていただきた
いというふうに思います。

○**函師県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）**

今回は、この指名競争は3,000万円未満とい
うことで、BクラスあるいはCクラスの業者さん
が今回の指名の対象になってまいります。この
くらいの工事というのは、その地域ごとにある
程度は発注があるという前提で考えております。

今、委員がおっしゃいましたように、県内全
体での発注量のバランス、これの問題につきま
しては、これは金額の大きな、例えば、今、特
Aクラスっていうのが、一番上にランクござい
ますけれども、このクラスの発注に関しては、
いわゆる県内全体の業者さんが参加できるよ
うな、そういう入札方式もとってございまして、
そのあたりでの発注量と業者さんのバランスとい

いますか、そのあたりは、そこでもある程度は
調整できるのかなというふうにも思っておりま
す。

○**大田原県土整備部長** 今、委員言われました
品質確保、これにつきましては、いろんな意見
交換会、それと今やっています総合評価、こうい
ったものの成績が一番効いてきます。そして、今
回、この指名をやります後には、どれだけの成
績とるかが、次のまた指名の成績に跳ね返っ
てきますので、今、私たちが見る中でも、県内業
者さんの成績はもう相当上がって、品質確保に
対する意識も高まってきているというふうな
判断してます。

それと、バランスにつきましては、発注見通
しを毎月公表します。その中に、これはどうい
う方式で入札できますよということを明示しま
すので、それを、また、こちら本課のほうで、
全体的なバランスも見ながら、いろんな調整と
いいますか、そこら辺の検討も加えていきたく
いというふうに考えております。

○**外山委員** スマートインターチェンジのこ
とで、ちょっとお尋ねしたいんですが、この費
用が3カ所で約60億ぐらい。この費用、この事
業は、国の直轄になるんですか。

○**大坪道路建設課長** この費用——概算で書い
ておるんですけど——につきましては、高速道
路の本線からインターチェンジつくるわけなん
ですけど、本線から料金所までは西日本高速道
路がお金を負担します。そして、その料金所か
ら、ゲートを出たその後から道路に連結をする
部分まで、その間については自治体、県であつ
たり、市とか町であつたり、そういう負担分け
がされております。

○**外山委員** 県道からつなぐときは県の負担に
なるんでしょうし、市道、町道からだったらそ

この自治体と。そこあたりの負担の割合金額は、もうできているんですか。

○大坪道路建設課長 これにつきましては、まだ、本当の概算でございますので、はっきりした数字はありません。ただ、地元自治体の負担というのは、大体、数億円程度になるというふうに見込んでおります。

○外山委員 ここで国のほうが発表したということは、それなりの調査ができておつての上だと思ふんです。そうすると、できるだけ早く完成をしたいということになれば、県も早く予算措置をする必要があります。その予定というのは、今年度中に補正でも組んで予算措置をするということになるんですか。

○大坪道路建設課長 今年度分につきましては、25年度の、具体的には社会整備総合交付金というのがございますけど、そこに要望をもう既にしておりまして、今回も交付金の全体としてはお金がついております。県につきましては、もう既に交付申請をしたということで、国富のスマートインターについては、もう交付申請もしております。それで、ことしから測量とか設計とか、これはほかの門川とか山之口についてもそうなんですけど、もう既に今年度から着手できるようにやっております。

○外山委員 ということは、予定としては、本年度中に補正を計上してくるということでしょうか。

○大坪道路建設課長 補正というか、当初の予算としてあります。

○外山委員 入ってるんですか。

○大坪道路建設課長 これは、交付金の中に含まれております。

○外山委員 そうですか。

これは、スマートインターチェンジの事業費

という形で、その交付金の中に書いてあったんですか。

○大坪道路建設課長 交付金の、一応、パッケージというのがございまして、その中に、インターアクセス関連とかそういうパッケージがございまして。

例えば、日向のインターであれば327号の日向バイパスとか、そういう中の一環としてインターアクセス道路の整備費ということで入れておりました。

○外山委員 わかりました。

○中野委員 もう一度、指名競争入札試行のことで、お願いをしておきたいと思ふます。

今回は試行ですから、これが、本格的、正式導入がいつになるかわかりませんが、本年度中に試行結果を分析して、26年度以降にその方針を示したいということですから、早ければ26年度あるいはその翌年度ごろから、ひょっとすると、うまくいけば、正式に導入したいということだと思います。

もともと、一般競争入札が始まったのは平成18年でしたか、官製談合の事件が、知事絡みの事件がありました。それを反省して、その翌年から新しい知事のもとで一般競争入札が始まったということでもあります。

それを、今回、試行とは言え、一部戻すということであり、これについて、また事件化するんではなかろうかという懸念する向きもありますので、やっぱり注意はせんないかと、こう思います。まさか、こういうことに、業者が事件化することに絡むということはないと思ふます。そこ辺は、そのように信じておりますが。もし、あった場合は、これはもう自業自得ですから、仕方ありません。それよりも、私が思うのは、そういうことで、職員の皆さん方が絡ん

で、結局、犠牲になるというようなことがあってはならないと思うんです。

だから、今回は、試行だから——結局、試行のための選定基準はどうだろうかということだけでして、今から指名の試行をしていくわけですが——本格的な導入をするときには、そういう犠牲にならないようなことも含めた正式な導入というものを、ぜひ、していただきたい。

いろいろ、やればできると思うんです。過去もいろいろな方式を取り入れたり、やめたり、いろいろされてきました。先進県含めて、その辺のことも、篤と、調査やら勉強もしていただいて、過去のことも反省していただいて、お互いの職員の皆さん方が、犠牲には絶対にならないという、犠牲というか、申しわけありませんが、ならないように。そして、本人はもちろんですが、家族が路頭に迷うようなことがあってはならんと、こう思うんです。

ぜひ、そのことを考慮した制度にして、正式に導入するときには、ぜひ、そういう形で導入をしていただきたいと。そのことを、篤と、お願いをしておきたいと、こう思っております。

○大田原県土整備部長 私たちも、今言われました18年、肝に銘じておりますので、今後、これは試行をする中でいろんな検証等もやっていきます。その中で、先ほど管理課長が申しましたように、今後の方針どうするかも決めていきます。今言われました内容につきましては、肝に銘じて、しっかりと含んで、その後の方針決めていきたいというふうに考えております。

○黒木委員長 ほかにないようでしたら、その他、何かありませんか。

○井上委員 私、議場で聞いたような気がするんですけど、通学路の改善の必要な箇所、それについて数を公表されたことがありますが、

もう一度聞かせていただきたいんです。県内、何カ所。

○坂元道路保全課長 今、委員のおっしゃったのは、合同点検の結果のことでよろしいのでしょうか。

先般、国のほうから公表になりました。国、県、市町村の道路管理者それから公安委員会と実施するものがあります。宮崎県では、855カ所というのが対象箇所に挙がっております。必要な箇所ということですね。ことしの3月末現在で、対策済みが374カ所というふうになっております。進捗率が43%ということであります。

○井上委員 これ、残りがまだ手つかずなのか、何かわかりませんが、そういうふうに残ってるというふうに理解していいんですか。

○坂元道路保全課長 今のは、対策済み、完了ということの数字でして、あと、現在も引き続き施工中のもございます。あと、用地交渉を伴ったり、いろいろお金が多くかかったりする箇所も含まれておりますので、引き続き進めていくということにしております。

○井上委員 残りの箇所で、地域的なバランスが悪いような状態なんですか。どっかに集中してるみたいなどころはあるんですか。

○坂元道路保全課長 特に、そういう地域的なバランスでということは、ないというように考えております。

○井上委員 道路をずっと保全したり確保したりと、今いろいろされるとき計画の中に、この未完了のところっていうのは、全部、丁寧に入ってるというふうに理解していいんですか。

○坂元道路保全課長 この結果は、先ほど申し上げましたように、道路管理者それから公安委員会、教育委員会とが三者で合同点検しております。その中で、対策必要箇所ということでは

計上された感じであります。

○井上委員 それの、だから、具体的に、どう、そこを改善していくのか、完了箇所にしていくのか。それについての道筋、それはどんなふうになってるのか。

○坂元道路保全課長 合同結果の箇所を、今後、優先的に整備していくということで考えているところであります。

○井上委員 約500カ所ぐらいあるじゃないですか。約だけどね。それは、丁寧に整備していかない限りはずっとまだ残るじゃないですか。それは、それを整備していくための手順っていうか、そういうのっていうのはきちんと組まれているものかどうか。どこが組むのかっていうのがちょっと知りたいんですけど。その何とかか何とか委員会でするんですか。

○坂元道路保全課長 先ほど、ちょっと私が言いました数字は、国、県、市町村全てが入っている数字を申し上げました。県土整備部で対応する数字というのをちょっと申し上げたいと思います。県で所管している道路ということで御理解いただきたいと思います。

県が実施する必要対策箇所というのは、246カ所になります。3月末時点で、そのうち県で所管しているものは96カ所が対策完了ということで御理解いただきたいと思います。進捗率としましては約40%なんですけど、今後も、引き続き、通学路の安全確保に向けまして歩道等の整備を進めていくということで考えているところでもあります。

以上です。

○井上委員 市町村とも丁寧に話して整備していただければ、努力を続けてお願いしておきたいと思います。

先ほど、高速道の最近の動きについてという

ことで御報告いただいて、これについては大変うれしく聞かせていただきました。高速道路は宮崎はできないとかって言われながら、こんなに、どんどん、きちんと開通をしていったということについては、大変うれしいことだというふうに思っています。

ただ、長年、私が議員としてずっと希望しているというか、熱望しているのは、やはり、細島港を含めて物流の動きとかを考えると、どうしてもこの中央道というのが早く完成してほしいということです。これは、もう長年私の願いでして、なかなか、遅々として進まない、でも今回調査費が計上されたりと、大変うれしいこともあるわけです。

これについて、宮崎県が、何か、熱心に中央道について具体的に動いてるといような印象も余り持ってないところも私もあって、これの見通しはどんなふうになってるのか、高速道対策局長に聞かせていただきたいと思います。

○直原高速道対策局長 中央道に対して、県の取り組みがちょっといかがなものかというお問い合わせかと思いますが。

私どもといたしましては、国を初めとして関係機関のほうへ、この事業がより一層進みますようにと、具体的に言えば、早期の事業をしてないところは早く事業をしてもらえるようにということ、それと、今、若干の区間ではありますが、北方蔵田間、それと日之影高千穂間が、事業工事中ということではありますが、そちらのほうも事業を早く進めていただいて、供用を早くしていただくこと、そういうふうなお願いもしております。

また、当然、宮崎県側だけができてもしないところもありまして、熊本県側のほうも事業が進捗いたしますようにということで、熊

本県初め関係機関と調整を図ったりしております。

そういったところではございますが、委員のおっしゃられますように、まだまだ道は遠いかなと思っております。これからは、宮崎、延岡、その以北も含めて、東九州道ができて上がるという今後の力点は、当然、中央道であり、それと、もう一つは、県南の清武南から志布志に向かう路線についても力を入れていくこととなります。

この2路線、ぜひとも、一つでも事業の段階が上がっていくように、また供用する箇所がふえていくようにということで努めてまいりたいと思っております。

○井上委員 物流にもさることながら、今、熊本の阿蘇とか来られて、観光バスは、高千穂のどこ、ちょこっと寄っていただいて、そのまま、また熊本に帰ったりするわけです。こっちのほうにずっと来ていただきたいということもあって、この道路の重要性、宮崎県の経済的波及効果っていうのは非常に高い道路でもあるわけです。だから、もう少し、国に対するアプローチの仕方とか含めて検討していただけるといいのかなというふうに思っています。

ここには、難しい工事区間があるのか、それとも、これからまだ北のほうに行ったら……

うちの東九州自動車道も大変なところもあるわけですが、なかなか、この中央道っていうのはしっかりと見えてこないというか——県民の注目も浴びていないというところもあるわけですが、すけれども——やっぱり、ここを早く完成させていくというのは、宮崎県にとってみれば非常に大きな課題でもあると思うので、ある意味での対策というのを、はっきりとした目標値を持った形でやっていただけるといいのかなというふうに思います。そこのところを、最後、聞かせ

てください。

○直原高速道対策局長 なかなか、目標値というところまで行かないのはあるんですが、今までは、この東九州道のほうを中心に国にお願いしてきたという経緯もあります。それが、一段落ついて、今後は中央道にということでございます。

それと、何よりも、今、ごらんになってる資料の一番最初に書いてあるんですが、今年度、高速道路の直轄事業関係の予算は、九州の中で一番多くいただいたというようなことがありました。そういった勢いを引き続き保ちつつ行けば、この中央道それと県南の東九州道に対しての事業の促進ということが、ますます期待できるのかなと思っております。

御指摘いただきましたことのお答えになるかどうかわかりませんが、今後、これが私どもの仕事だと思っておりますので、何とぞ、これからも、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

○東河川課長 濟いません。先ほど、補正予算の海岸漂着物の御審議の中で回収処理費での5,300万のうちの処理費がどのくらいかという御質問があり、ちょっとお時間をとらせていただきました。

基本的に、市町村の処分場であるとか、あるいは民間の処分場であるとか、地域ごとでかなり処分費が違ってございまして、また、あとは流木であるとか、ごみがプラスチックごみであるとか、それによってもかなり違いがあって、この5,300万のうち幾らが処理費かという積み上げ等はございません。申しわけございません。

いずれにしても、先ほどお話のありました塩分等の問題もちゃんと適正にできるように、関係の市町村であるとか、関係機関としっかり

と連携を図りながら、適正な処理に努めてまいりたいと存じます。

十分な回答になってませんが、そういうことでよろしくお願いいたします。

○押川委員 高速道路の関係ですけども、今度、清武ジャンクションの手前、東九州自動車道、西都から来る道路と、宮崎道から上る道路の途中でクロスになるんです。私も何回か通ったんですが、まだ事故が起こらないからいいものの、これ、完全に東九州自動車が開通をして、自動車の台数が多くなったときには、ちょっと、やっぱり怖いというような気がするんですが、あそこ、どういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

ちょうどクロスになって、西都から来て宮崎道に乗るんです。その宮崎のインターから上る道路がちょうどクロスになるんです。かなり、危険だなというふうに、私感じたんですけど、どういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。

○直原高速道対策局長 もう一度、ちょっと御質問確認させていただきたいんですが、農免農道と交差するところがあるんですか。

○押川委員 東九州自動車を清武から入りますよね。そしたら今度ロータリーになってますよね。宮崎道から入ったものと、今度は本線に入っていくじゃないですか。そこが、車がクロスになるんです。

○直原高速道対策局長 それは、清武の合流部の高速道路が、ジャンクションでいいますと、要は4方向あるんです。

○押川委員 その手前の、西都からおりてきて、ロータリーなるじゃないですか。新しく、今度道路ができた。そして、宮崎道と入り込むんです。

宮崎から入ってくる車。東九州自動車道に入るでしょう。そこがクロスになるんです。

台数が多くなったら、事故があるんじゃないかということも、だいぶ、私にもそういう話は来てるものですから。どういうふうと考えていらっしゃるかなと思って。あそこ、ほんとに危険な箇所と思っています。

○直原高速道対策局長 その利用が、これが3月から始まって——まだ案内ができ上がっていないといっちはあれなんですけども——実際、つくってみた案内と、利用者さんがその案内を見てどう動くかというのが、まだしっくりいってないところがあるんだと思います。

管理されているネクスコ西日本九州支社でも、こちらの問題は改善すべきことということで、今までも標識を色を使って、誤侵入とかがないようにというようにしておるんですが……

確かに、こちらのところは、本来、西都から都城に行くのがメインルートのはずなんですけど、構造上が、どうしても西都から清武のほうに行くほうをメインルートに設定してしまっているために、利用者さんからすると、ちょっと感覚的に——本能的に——いったほうがいいのかもしれませんけども——理解がちょっと、わかりづらいようなところがある面は、確かにあるんだと思います。

現に、笑い話ですけども、高速道対策局の職員も、誤侵入して、頭かいてたことがあったりしたんです。それぐらいのもんですから、これは、きょう、こういったお話があったということも、私どものほうから西日本高速のほうに申し入れさせていただきまして、何かしらの対策を、また打てるようにということで、私どもも西日本高速のほうにお願いしてまいりたいと思っております。

○押川委員 ほんと、大事故が起こらないうちに、そういう進入路、標識あたり、あるいは道

路にも書いていただく。事前に、そういう、知らしていただくような、慣れるまでの準備期間とか、そういうものはやっぱり対応していただくよう対策をお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、いいですか。部長、高速道路、ありがたいことに、今年度中、宮崎から延岡まで開通するということでもあります。そして、もう一般質問あたりでも、いろいろ、その歓迎のあり方あたりが出てきておるんですが、既にそういった開通に向かってのどういうものやろうかというような取り組み、計画、そういったものはもう持ってらっしゃるのか、持ってらっしゃらないのか。ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○直原高速道対策局長 私のほうからお話させていただきます。

日向都農間が今年度のいつできるかというのはわからないんですが、今のところ考えておりますこととしては、開通の記念イベントを3つほど今考えております。

1つ目は、これまで高速道路をつくってくるに当たって、埋蔵文化財の調査をして、その後で道路の事業に入っていくわけですが、そのときに発掘された埋蔵物を一つのテーマにして——それと、たまたまですが、そういった考古学といいますか、ちょうど大正のあたりに宮崎の埋蔵文化財の発掘が開始されて、ことしで100年を数えるという、ちょうどその年にも当たったということがございまして——埋蔵文化財センターのほうにも御協力いただいて、一つ講演会を企画しておるところでございます。

2つ目は、開通の式典のプレイベントということになります。現在、イベントの内容は検討中ではあるんですが、例えば、今までですと、

高鍋から都農の間ができたというような一区間ができるというものよりは、大がかりなものとして、県民の皆さんが喜んでいただけるようなイベントを一つ考えております。

それと、もう一つが、広域開通記念事業ということで——これは、まだ全く何するかはこれからの検討なんです——例えば、県庁の中でもほかの部局とタイアップしながら、これも県全体の市町村の方が、関与するというか喜びを分かち合えるような形で——これは、道路の開通ということだけじゃなくて、県内の経済ですとか、それとか、あとは教育になるかもしれませんし、ちょっと、どういったことにするからはこれからの検討なんです——情報提供と、それとイベントみたいなものを行えればなど考えているところです。

その3本立てを今のところ考えております。

○押川委員 この高速道路、特に、東九州自動車については、県民がひとしく待ち望んでおた道路だというふうに理解をいたします。

そういう中で、やっぱり、これは、もう宮崎県全体が、このことにはお祝いをする。そして、ありますとおり、中央道あるいはこの清武以南、これを、やっぱり早くつなぐというような——私は、県民がそのイベントに参加するようなものにしていただきたい。ぜひお願いをいたします。

今、3つは、大体わかりましたけども、もっと、やっぱり、この宮崎県みんなが喜ぶということ、どう表現するかということが大事ではないかなと思いますので、そこらあたりを、部長を中心とされて、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

○外山委員 2点ほど聞きたいんですが。その前に、高速に関して、今、押川委員からちょっ

とあったことで、私もちょっと思ったところがあるんです。危険だなと思って。私自身がしょっちゅう通るし、人から言われたのは、都城のほうから高速を来て、宮崎の269におりていくところがありますよね。そして、まっすぐ行くと一つは有料道路、そして、左に行くと269におりるとこ。実は、あそこに、今度は269から来て、この一ツ葉に行くときはくるっと回って、高速のところに出てくるわけです。だから、そのところを、青島のほうから来て、一ツ葉に行こうとするときに、都城のほうからすっ飛んで車が来るわけです。宮崎、269におりようとするのは、この左のほうへパーンと寄ってきますから。あそこは、何か、やっぱり、269から上がってきたところに一時ストップをするか、何か、場所変えるかしないと——今までよう事故がなかった、あったのかわかりませんが、一回、調査をここはしてもらった必要があるかなということも感じてます。一回、あそこ乗ってみてください。

○直原高速道対策局長 乗った覚えはあるんですけれども、そんなにあれだったかなというのは、私がちょっと鈍感なのかもしれません……ちょっと、もう一度確認させていただきます。

○外山委員 そういうことで、私もヒヤッとした経験が何回かあるものですから。

次に、平和台公園に関して、実は、午前中、商工のほうに、所管が都市計画ちゅうことはわかった上で、観光の視点から、あそこに登ったときに木が大きくなって宮崎のほうが見えないという話をしたんです。私が高校時代ぐらいまでは、大体見えておりました。あそこから見ると、今の人はほとんどわからないでしょうが、あそこの平和台の上のほうから見ると、当時、この大淀川がとうとうと流れて、宮崎平野があっ

て、それで東のほうに太平洋が一望に見えるし、それが、全部見えるわけです。ところが、今は全然それが見えないでしょう。

それで、商工のほうに、観光という視点からどうだと。そしたら、やっぱり所管が違うからはっきりは言いませんが、気持ちとしては、木は切ったほうがいいという発言はあるけど、それ以上の発言は、やっぱない。それで、商工の部長はやっぱりしっかりしとるなと思ったのは、この件は、県土整備部長と協議をしてみたいという発言が、きょうありました。

そこで、都市計画の課長に聞く必要はありません。私もよくわかつとるから。木を、何も、倒せっていう話じゃないんです。もし、頭をどのくらいカットしたら見えるか、そして、県有地がどのくらいあるか、民有地がどのくらいあるか、その調査を一回してもらいたいなど。その上で、県有地の場合は、木の頭を切ったっていうのは別に問題はないと思うんです。民有地の場合は、所有者のいろんな考え方があるから。そこ辺のところもあります。一度調査をされて、そして、その可能性があるかどうかを踏まえて、また報告をいただくといいと思うんです。まず、調査をしてもらいたいんですが、部長。

○大田原県土整備部長 今、委員おっしゃられましたこと、私も、おとし、ちょうど一緒に現地見さしてもらいまして、そこでも話が出ておりました。

今言われました調査も含め、あと、もっと広く一般県民の方の意見も聞きながら——そのワシントニアパーム、あれをどうするかっていうのを、国交省のほうはいろんな方々の意見を聞いて対応方針出したというようなことも聞いておられます。

私たちも、今、委員が言われました調査をま

ずやって、いろんな対策はあるかと思うんですが、それも、また広く県民の皆さんの意見も伺いながら、いろんな検討を進めていきたいというふうに考えております。

○外山委員 ぜひ、宮崎はほかに高いところはないんです。みんな見える場所が。何とか、観光のためにこれを生かしたいなと思います。

それから、もう一点、運動公園の中に日本庭園があります。これは、宮崎県で一番すばらしい日本庭園だと私は思います。ところが、県民の方もほとんど行かれない、知らないのかな。だから、これをもう少し生かしていく方法というか、これは商工あたりと連携して、何かいろんなあれにはめて入れていくとか。

それから、スポーツに来た人たちに、帰りにあそこを見てほしい。あれだけのもの、もっていないです。ぜひ、これ、要望にしておきますが、お願いをしておきます。

○大谷都市計画課長 先ほどの運動公園の日本庭園の話なんですけど、委員おっしゃるように、非常にすばらしい施設です。

現在は、指定管理者がおりまして、指定管理者のほうの自主事業等であそこの活用はやっておるんですけども、さらに、運動をされる方、それと県民の方が利用できるような方策については、また考えていきたいと思っております。

○中野委員 昨日の一般質問で、時間切れで質問できませんでした。県土整備部長は答弁に一生懸命になっておられて、肩透かしを食わして、申しわけありませんでしたが。

質問したかったのは、先日、我々は県北調査をしたときに細島に行きました。そのときに、沖防波堤、北、南ありますが、これが総額で560億でしたか、大変巨額なお金を投じて、今つくる途中なんですけれども。この560億というのは、

ことしの皆さん方の予算が、特別会計を入れて742億ですよ。それから見ても、いかに巨額なお金かということになります。

ところが、話を聞いたら、その沖防波堤、超大型の50年に一回の台風が来ても大丈夫なものをつくるということだけけれども、地震・津波に対しては、そのことの対応がしていないという話でありました。これは、もう、560億もかけてするものが、一発の津波、南海トラフ巨大地震の津波が予定されている中で、全く対応しないというのは、非常におかしなことだなど。その巨額のお金が一瞬にして壊れて無駄になったら大変なことです。

それで、細島には化学工場もある。それから、中国木材も今度は進出する。広大な土地に、今から材木が置かれてきます。あの材木だって、津波が来たら押し流されたら、それは、今度は物すごい威力で民家を壊し、危害を加えていくと思うんです。あの港湾に、いかにして津波を抑えるかということのを考慮しないと大災害が起ると、こう思うんです。

だから、大変な巨額ですから、それを無駄にしないように。南海トラフも想定されておりますので、ぜひ、津波対応もした沖防波堤にするように。まだ、直轄工事もありますから、国にもそういうことをお願いして、ぜひ取り組みをしていただきたい。

私は、今回、大規模災害防災対策特別委員長を仰せつかっておりますから、あの現場をまた近く見に行きたいと思うんです。そのときまでには、一つ、対応を決定しとってください。よろしく願います。その意気込みを部長に、そのことをきのう聞こうと思ったんです。申しわけありませんでした。

○大田原県土整備部長 この場で質問していた

だきまして、ありがとうございます。きのうは、緊張しておりましたが……

今、委員おっしゃられました防波堤、あれは、国の基準、これは平成19年だったですか、改定がありまして、それで台風なんかの高潮で設計して、それで今の施工実施されております。そういう、全国的にその基準でしてあるんですが、3.11、震災のときも津波の到達時間をおくらせる効果があって、避難とか、そういう住民の方が逃げる時間を少しでも持たせたとか、そのように聞いております。

そういう知見といいますか、経験を踏まえて、ことしの1月に津波に対するガイドラインができたというふうに聞いております。いわゆる——よく聞かれていますと思うんですけど——粘り強い、そういう設計高以上の津波が来ても簡単には壊れない、そういう粘り強い対策、設計をしなさいというガイドラインができております。

今後は、今までもつくってきた防波堤も含め、新しい防波堤はなおなんですが、そういうことで、国も連携しながら、そういうふうな見直した新しい設計、それで進めていきたいというふうに考えております。

それと、木材関係の漂流した後の心配といいますか、被害関係を防止するためには、やはり流出防止の柵とか——先進地で見ますと、高知県がもうそういうことをやってるというふうなことを聞いております。そういう進んでおるところの事例等を参考に。また、この細島港も、県の3つの重要港湾ですけど、港湾BCPもつくっております。その中で、各企業さんもいろいろ考えているかと思うんですが、まずは、私たちもどういうふうな対策ができるのか、場所も含めて、そういう検討を今後進めていきたいというふうに考えております。

○黒木委員長 ほかにないようでしたら、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時12分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、20日に行いたいと思います。

開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時13分散会

平成25年 6 月 20 日 (木曜日)

午後 1 時 30 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	山 口 修 三
議事課主任主事	田 代 篤 生

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 一括でよろしいでしょうか。それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号及び第 10 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号ほか 1 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第 32 号「宮崎地方最低賃金改正等についての請願」、この取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩します。

午後 1 時 31 分休憩

午後 1 時 42 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第 32 号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手少数。よって、請願第 32 号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま、継続審査とすることは否決されましたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで、井上委員にお聞きしますが、これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

○井上委員 どうぞ。

○黒木委員長 それでは、請願第 32 号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので御了承ください。

請願第 32 号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手少数。それでは、念のために反対採決を行います。

請願第 32 号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数。よって、請願第 32 号は不採択とすることに決定いたしました。

それでは、次に、委員長報告骨子 (案) につ

いてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時46分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 では、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月26日に開催を予定しております。

当同盟会は当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。

この報告に当たって、お手元に配付の「委員長報告骨子(案)」、今、配っておりますが、これをもとに行いたいと思っておりますが、ごらんいただきまして、御意見がありましたらお願いいたします。

特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 特にないようでしたら、総会における委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための「全員協議会」、午後1時半から「基調講演」、午後2時10分から「総会」となりますので、よろしく申し上げます。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前々日、24日に総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしく申し上げます。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後2時7分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、県外調査についてであります。10月23日から25日にかけて、詳細については正副委員長に御一任をいただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡をいたしますので、よろしく申し上げます。

その他、何かありませんか。

平成25年 6 月20日(木)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 2 時 7 分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 黒 木 正 一

